



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 18 70 1 2 3 4

始



特250
42

序にかへて

報徳精神の涵養及實行には、原理を知り、方法を積へ、組織を持つが通則である。然し世人報徳を以て單なる勤儉貯蓄位に思ひ、而も其の勤儉貯蓄たるや稍もすれば我流であり、過去の道德と見らるゝ一身一家の生活の安定に傾かんとするの弊がある。誠に皮相の觀である。報徳の真髓は滅私奉公であり、自他振替であり、而して日本本來の精神を發揮するもので、我國體の生成そのものである大精神の顯現にある。二宮先生の教への中権は飽迄殉國の覺悟を持つものである。此の覺悟を日常生活に發揚し、實踐するが徳に報ゆるものである。第一線の勇士の精神を以て銃後戰線に敢闘し、増産し、貯蓄するのである。元より勤儉貯蓄は大いに獎勵する處なるも、之によつて生活を安定し、閑行爲を撲滅し、同時に二百七十億圓の戰爭完遂の資源を産み出す手段である。單なる貯蓄に留る時は國家を衰退せしめ、各國の弊害の因となる。二宮先生は以上の中にある原理と方法を理解し易からしむるために、之を碎いて枝葉をつけ、梢に花を開かせ、或は肉をつけ、皮をつけ、粧をこらすごとく、高遠の理より卑近の事例に及んで説明された。故に外貌だけ見て、取つて以て能事終れりとするも、又反対に用ふるに足らずとするも、共に未だ到らざるものである。その深奥に到達した場合は、始めて喜んで働き、疲れず働き、進んで公定相場で取引し、勇んで一錢でも多く國家に協力し得る。之を最もよく實行するため共同して組織を立つるが報徳社である。

以上の意味に於て報徳先人の節らざる努力の跡を見る事は無用ではない。こゝに尊徳會叢書第五輯として「二宮先生と縣下の門人並事績」を編輯し、各位の机上に送る事とした。縣民の今日に處する一つの資料となり、示唆を含むものと信するものである。

110

本書内容は先生の幼少年時代は世人に分り過ぎてゐるので、系図よりも業績の大要を知つて頂くべく略年譜を附した。大久保忠眞公以下七名は、報德育成と普及の功勞者で、之が畧傳を附した。所謂一班を以て全貌を窺れたい。足柄上下、中各郡、浦賀、小田原諸地方の關係者の項は寧ろ仕法地の拔萃と稱するを可せんか、而し之によつて或は祖先を想起し、或は事績に對して一つの誇りを感じらるゝ方もあるかも思ふ。終りに小田原報徳二宮神社の創建の一端を加へた。

本編編輯の資料は、二宮先生の文書、佐々井信太郎氏の一宮尊徳傳、小田原市城内國民學校編の小田原と報徳を主とし、更に夜話、大二宮尊徳（井口丑二氏）其他を用ひた外、二宮神社々司草山惇造氏の助言を得た事を記して謝意を表する。

文中二宮先生、大久保忠眞公を除いては、標題の外敬語を省略させて貰つた。敬意を失つたのでなく、先生又は翁の言葉の混同を除き讀者の便に供したのである。

は大幸である。

昭和十八年五月

編者 しるす

目次

一、二宮尊徳先生	一四
二、大久保忠眞公	一六
三、福住正兄翁	二一
四、大澤小才太氏	二四
五、安居院義道翁	二六
六、淺田有信翁	二八
七、福山瀧助翁	三一
八、府川萬左衛門翁	三四
九、足柄上下兩郡地方	四三
十、中賀地	四七
十一、浦原地	四九
十二、小田原地	五五
十三、小田原報德二宮神社創建	一

(一) 二宮尊徳先生

一、時代は偉人を待つ

二宮先生が生れられた頃は見方によれば將に天下麻の如く亂れんとする状にあつた。

現に先生が五十一才の天保八年二月に大坂で大塙平八郎の乱があつた。それといふのは徳川幕府二百年の大平で人心

頗る遊惰驕奢に陥り、國民多數が困窮し諸大名中幾人かを除くと皆疲弊し、併せて連年天災地變が勃發した。大地震があり、火山が爆發し、暴風雨が重り、飢饉が續いたのである。

偶二宮尊徳先生が生れてこの時艱の匡救に當つた爲め旱天に雨雲を望むやうであつたのは誠に尤もな事である。そして救國濟民の大事業を行はれたが、誰かの楠公を詠じた詩に「誤つて剣戟の間に生れ英雄となる」と言つたと思ふが、二宮先生が若し反対に剣戟の間に立たれたなら恐らく屈指の英雄となられた事であらうが、幸に當時は亂世でなかつたので平和的英雄となられた。而してその生涯は國粹的生活指導者であつた。また更に半世紀を後れたとすれば或は明治維新誌の一页を飾られたかも知れぬとさへ思ふ。洵に時代は偉人を待つといふが不世出の偉人であつた。

二、艱難汝を玉にす

二宮先生の一生は殆んど艱難の連續であつた。而も艱難に屈することなく、常にそれを克服した。自ら克つたのみで

なく、先生は反するものをして味方とし協力者とした。これぞ先生の人格の特異性と思はざるを得ない。この特異性は先生自身が稱された如く天地の經文を読み且つ体得されたからである。天地の經文には無理がない。誰でも心服せざるを得ない眞理、純理がめる。故に頽廢の世、混沌の社會で誤れる道理を道理と考へた人々には、或は又寄生虫的生活を得意とし常道と心得た人々には、恰も行く手を塞がれた如くにも感ぜられ、隨分反對的態度を取つた事も又事實であつたが、之は佛の言ふ縁なき衆生で憐れむ可きの輩であつた。「亡ぶるものは亡ぶる道を進むがよい」とは頑迷人に述べられた先生の言葉である。それらの輩によつて幾度も故障が生じた事も又先生を玉とすべき試練であつたのだ。この艱難を先生が超越されたのは恐らく先生自身が自他振替の語を以て滅私奉公を實踐せられ、譲りを以て終局の用となされた無私無欲の大清淨心から然らしめたものであらう。先生の一生は玉の如く光つた。今日の時世に又如何に役立つてゐるか、今や朝鮮にも及び、特に滿洲に於ける報徳行者の体験が如何に滿洲を動かすの因となつてゐるか。若し先生が天命裕福者であつたなら、今日程仰がれる偉人にはなれなかつたかも知れない。艱難の克服こそ人間一生の華である。現在の日本が八絃爲宇顯現のための苦闘も亦吾々の榮光である。

三、報徳の發祥地

報徳の發祥地は一應は縣下の足柄上郡櫻井村栢山であるが、東に酒勾の清流、西に富士の靈峯を負ふた天下の箱根山、北に丹澤の嶺々、南に渺茫たる相模灘、形容すれば天下の偉人を生んだ發祥地に適はしい言葉であらうが、その清流酒勾川が時々荒れては人民を困らす急流であつて見れば、形容詞は餘り有り難いものではない。形勝の地といへば天下之下に優る地少しそしない。私は偉人を生んだ直接原因は二つと考へる。一は天災と時代の流弊と父の病身が醸し出

した艱難の環境であつて、も一つは父の病身に似ず、先生の躰軀が頑健で同時に頭腦が明敏なのであつた。この後の原因は先天的の遺傳學と後天的の鍛錬とを研究するに大切な鍵があるだらうが、その不思議な關係の解決は素人には勿論解明されない。それは別として兎に角先生は天稟偉大な性質と躰質との持主であつて、よく環境の艱難克服が出來たので、到底凡人ではないのだった。この先生が慈愛の兩親の下に五才にして既に水害の復舊に荒地で働き、十六才母に死別までの勞苦と養育は、十分報徳完成への素地であり、叔父萬兵衛方に移つて以來の勤勉は素地の開拓であり、前半生三十五才までの故郷の生活は培養の諸條件が備つたのであるが、愈報徳の体験は第二の故郷の櫻町であつた。こゝに報徳の種子が蒔かれたのだ。櫻町は受任の約束十年に其の目的は略違したが、領主宇津家への引渡しは十五年であり、其後も先生は引續き同地に在住、小田原との間を往復し、各藩各地の報徳仕法に任じられた。櫻町在住廿六年幕吏に登用された後幕府直轄領の東郷に移られ、更に晩年日光に移られたが、勿論何處にあつても先生の脳裡は父母眠る栢山の地と小田原藩とを忘れる事はなかつた。人情的に見て勿論發祥地は栢山であるが、先生の一生を通じて、愈報徳大成の跡を見れば、貫した時代の要求そのものが先生の報徳をして報徳たらしめたものであることが判るので、かく大觀すれば報徳發祥地は一栢山といふよりは、幕末日本の環境そのものが生んだので、この幕末日本の環境が報徳發祥地と言ふべきであらう。

四、報徳の發展段階

二宮先生が幼時の困苦から少年時代兩親との死別により考へられた事は貧困脱脚が亡き兩親への大孝だとの考へだつた。當時に於ては之が終生の目的であつたと想はれる。而して着々と之が實現を見た。先生が十四才父と別れ末弟富次

郎を他家に預けての母の苦惱、十六歳外祖父の死亡に際して貧故の屈辱、續いて母の病死により、兩親の靈を慰めるのは先づ貧困の脱却への努力となつた。而して二十四歳一町四反五畝廿五歩を所有し、三十四歳には三町八反九畝七歩までになつた。此の間幼時を回想し鰥寡孤獨に對して座視するに忍びず之を恵み、又青年の篤行を賞したりした。偶忠・眞公の閣老となり出發に當り、酒勾河原の表彰は先生を奇特者として加へられ、其の行為が村爲にも相成つた。之が先生の人生觀の一轉機である。終生の望は私益を公益に振替へる自他振替の望となつた。少年時代積少爲大の法則を知り、因果の理法を把握し、青年時代に入つて生活に對する安定の信念を得たので、貧困に對する苦勞はなくなつた。こゝで蓄財を念とすればその點で成功出來たであらうが、表彰は之を遮断して公益生活の尊さと悦びとを感得せしめた。少年時代に兩親を失ひ親身に喜びを共にするものは弟一人である。生活戰線に勝利を得、既に學識も相當進んだ先生が、何處にか人間的活動のはけ口を求めるとするは當然であつた。こゝに公益世務のはけ口が與へられて、報徳の芽は伸びて行つた。

此の間先生は二十四歳伊勢參宮をなし京都を拜し思想的に何物か得られたであらうし、二十六歳から服部家に仕へ、引續き指導に變つたが、我國開闢の道が無財を有財となした跡を尋ね、勤労分度推讓を臘氣ではあらうが判り、表彰後藩政改革に父の遺志である斗耕の改良をして賞され、三十五歳に櫻町復興の委任受命と發展し、愈興國安民を畢生の目的とするに至つた。此の氣持は表彰時の思想、人生觀の轉換の繼續で、それが形の上に進展を見たのであるが、そこに一切の私財を^{なげ}ち決死の覺悟を以て引受け、そして家を祭るより君國に融合するを大孝なるべしと觀ぜられた。櫻町復興事業は先生が從來の經驗による以上の難事業であつた。釋尊は高貴の身を以て生病老死の四苦から民衆を解脫せしめんとの大願を以て出家し、或は苦行林に、或は垣河に苦行を積むこと六年正覺を得て世間に戻り尊い教を布かれた

が、その苦行は單獨の思索の苦行であつたが、二宮先生に於いては興國安民の實行に對し、權威を弄する輩と私益以外に何物もない奸人との生きた相手の故意の障害であつた。不出世の偉人も煩問せざるを得ぬ苦惱であつた。櫻町七年にして、遂に事業を廢するか繼續するかの岐路に立つた。こゝに沈思默考の地を成田の不動尊に求め、斷食祈願となつた。この祈願を見て和尚照胤は理由が判らなかつた。病氣でもなく別に貧乏の相もない。何の爲に行するかと尋ねた。先生答ふるに興國安民の成就を以てし、和尚を痛く感服せしめたといふ。照胤は喜んで好遇し又よく清談の機會もあつた。此の結果は先生は二度目の大飛躍を遂げて、遂に無我無心只天地に參する體の大自覺に到達せられた。これより世俗の難は更に到ること頻繁であつても先生の哲學的と思ひ處世の態度は磐石のものとなつて、七十年の生涯に光明を與へたのであつた。そして孔子が儒教を大成しながら諸國を流浪して志を伸べ得ず、其の他幾多の人道主義者が試みて書餅に終つた行蹟を美事に果し得たのであつた。これが報徳の道であり教へでもある。

五、二宮先生の業績

二宮尊徳先生の行跡や報徳の意味を知らせるのが本書目的でないから業績は年代式に重なる事項を拾ふに止める。只我が縣下の人々であつても序に述べたやうに報徳といへば勤儉貯蓄のやうに考へてゐる人が今も少くないが、勤儉貯蓄は今日絶対に必要であるが、それが目的でなく、目的は萬邦悉く處を得、兆民皆堵に安んずる爲めに我が日本が世界に新道義、惟神の道を布くための用に供する勤儉貯蓄であることを知つて貰ひたいのである。そのために奥行の深い、人間味の強い、學問的にも完成された内容の一端を知つて置かれるのに必要な諸點を記して置きたいと思ふのである。

二宮先生略年譜

三
譜

六

天明 年號	一 宮	生	年	計
寛政 一二	亨和 二	文化 三	同 七	七月二十二日 足柄上郡櫻井村栢山に誕生（昭和十八年より一五六年前）
九月二十六日 父利右工門歿（一四歳）	慶家を興し亡父質入地田九畝十歩を三兩にて買戻す（二〇歳）	四月四日 母よし歿（一六歳）一家離散弟友吉富次郎母の生家に養はる先生は伯父萬兵衛方に養はる。	十一月廿四日 伊勢參宮、京都、奈良、大阪、讃岐金比羅巡拜此の年所有田地一町四反五畝廿五歩となる（二十四歳）	
同 九	同 九	文政 元	同 九	服部家若黨となる（二六歳）
十二月十日 服部家の仕法に着手、此の仕法は前後三回行ふ（三一歳）	独立以來錆寡孤獨者を屢恵みしが此の頃青年を集めて賞與し勤勉を奨む。	十一月十五日 藩主忠眞侯老中となり小田原出發に際し、酒匂河原に町役人以下孝子節婦奇特者を賞す。	總人員七二名、柏山は四人の中に金次郎も其一人「行奇特にして村爲にも相成云々」とありて二宮先生が自分が精出してやれば公共の爲にもなるといふ人生觀を覺られた（三二歳）	
四月十一日 二度目の夫人岡田波子（十六歳）を娶る。波子年若きも先生の人物をよく知り後終生先生の爲よき協力者となる（三四歳）	四月十一日 二度目の夫人岡田波子（十六歳）を娶る。波子年若きも先生の人物をよく知り後終生先生の爲よき協力者となる（三四歳）	九月藩主の命に従ひ斗耕を改良して賞さる、當時小田原藩は斗耕十八種あり、人民の不利救はる。又困窮せる藩士のため五常講を設け低利助貸法を行ふ。	九月藩主の命に従ひ斗耕を改良して賞さる、當時小田原藩は斗耕十八種あり、人民の不利救はる。又困窮せる藩士のため五常講を設け低利助貸法を行ふ。	
正月五日 伊勢參宮、高野山參拜（三五歳）	八月一日 櫻町復興の命を受け實地踏査復興可能を復命す。	正月五日 伊勢參宮、高野山參拜（三五歳）	正月五日 伊勢參宮、高野山參拜（三五歳）	
同 四	同 五	同 五	同 四	
八月一日 櫻町復興の命を受け實地踏査復興可能を復命す。	正月五日 伊勢參宮、高野山參拜（三五歳）	八月一日 櫻町復興の命を受け實地踏査復興可能を復命す。	正月五日 伊勢參宮、高野山參拜（三五歳）	
櫻町復興を引受け、名主役格高五石二人扶持の待遇、單獨にて一應櫻町に赴任、新任披露、第一回の表彰	同 六	同 六	同 六	
を行ひ一旦歸郷（三六歳）	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	
七九人、他村八人ありしといふ（三七歳）	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	七九人、他村八人ありしといふ（三七歳）	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	
櫻町の代官仕法に異議あり、不良村民亦勵揚、一度辭任を申出でしも許されず。	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	櫻町の代官仕法に異議あり、不良村民亦勵揚、一度辭任を申出でしも許されず。	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	
五月先生を組頭格に進め櫻町の主席に擧げられ前代官却けらる、されど猶事業順調ならず（四〇歳）	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	五月先生を組頭格に進め櫻町の主席に擧げられ前代官却けらる、されど猶事業順調ならず（四〇歳）	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	
此年常陸下館藩（石川近江守）より仕法依頼あり。發業は天保九年。	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	此年常陸下館藩（石川近江守）より仕法依頼あり。發業は天保九年。	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	
此年常陸青木村々民仕法嘆願（四二歳）	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	此年常陸青木村々民仕法嘆願（四二歳）	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	
正月以來行衛不明、三月成田山に斷食祈願、四月八日滿願以來事業進行順調となる（四三歳）	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	正月以來行衛不明、三月成田山に断食祈願、四月八日満願以來事業進行順調となる（四三歳）	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	
正月五日 夫人令息同伴郷里に墓参。（四四歳）	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	正月五日 夫人令息同伴郷里に墓参。（四四歳）	正月五日 夫人令息同伴郷里に墓参。（四四歳）	
字津家第一回仕法結了。小田原に正米四百二十六俵を納む（四五歳）	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	字津家第一回仕法結了。小田原に正米四百二十六俵を納む（四五歳）	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	
大久保忠眞公日光參詣歸途を結城の宿に奉宿、先生の行「以德報德」なりと賞せらる。之より以後先生の事業を報徳と稱す。	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	大久保忠眞公日光參詣歸途を結城の宿に奉宿、先生の行「以德報徳」なりと賞せらる。之より以後先生の事業を報徳と稱す。	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	
此頃利倍帳並に悟道書類多し（四六歳）	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	此頃利倍帳並に悟道書類多し（四六歳）	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	
初夏の折字都宮にて茄子を食し飢餓を察し一反歩に對し二畝の租税を免じ稗を時かしむ。時人窃に笑ひし	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	初夏の折字都宮にて茄子を食し飢餓を察し一反歩に對し二畝の租税を免じ稗を時かしむ。時人窃に笑ひし	三月十三日 家宅器財を賣却し田地を處分し一家を擧げて移轉、馬二疋、飼一挺、人夫四人、見送人村内	

同五

も豫言適中櫻町雜穀三、三七七俵ありて飢えず（四七歳）
二月十九日 賞を受け徒士格に進めらる、此年各戸一反歩の租を免じ碑を作らしむ。本藩よりの借米千三
百三十俵返納す。

九月廿六日 亡父の命日にて供養を行はる。先生は父逝去の年四十八歳と同年、幼年なりし金次郎と息彌太郎とは十四歳、又友吉と文子とは一歳の差である。

不思議に十四歳の交加吉と文子とは十一歳の皆同年なり。陣屋内全部に蕎麥振舞あり。此月櫻町の村民にて最も先生に反対せし物井村岸右工門の改心を賞して一代名主申付く（四八歳）。

三才報德金毛錄（原理）及爲政鑑（基本調查雑形）百種輪廻、進化說、仕法雑形數種發表。

赤木安門井村仕法忠貞公功を賞して書を賜ふ（四九歳）

正作、小路只助、石川魁右衛門等に賞賛あり、豊田櫻町仕法の始め奸人として事業を妨害せしも遂に感化され報徳人となりたるものなり。

櫻町四千石四千俵の租が九百俵に減じたるを實收二千俵に回復二千俵を永久の分度と定む、仕法十五年に及んで分度外總收入米八千五百石以上を定め之を

及ノテ分度外納收入米八千五百四十三俵余、金貳百十一兩余を得て之を宇津家に引繼ぐ（五〇歳）
五月より八月にかけ冷氣多雨又大風雨、全國大凶作、櫻町の雜穀三千七百四十二俵ありて安全。大豐川奇

屋の米騒動起る。

小田原侯の一旗烏山藩主大久保忠成の領民のため多數の穀物を送る。烏山領民之を拜みしといふ。此頃報徳訓貧富訓を人々に書き與へらる。小田原の飢民救濟に招かれ年末江戸に出て救濟につき全議あり。

卷之三

THE JOURNAL OF CLIMATE

二月七日、藩主より御手元金千兩を賜ひ又小田原の米庫を開いて存分急を救ふべき命あり。三月二日より

極難村より廻村救濟に着手、合計四萬三百九十人を救ふ（五一歳）

四月 伊勢原加藤宗兵衛、御殿場在籠村の小林平兵衛來謁。孫右衛門出獄。

六月 大久保侯より金百兩下賜之を足利上郡竹松に貸付。此の外にノリ田井等の領地をもて、三冊外仕法難形三十六冊を添へて上り藩の分度確立を望みしも許されず、百兩を下されしものなり。

三十七、金目村大澤小才太等來謁。十二月十七日、小田原領全体の仕法取扱を命ぜられ報徳方
八月二十八日 中郡金目村大澤小才太等來謁。

取扱者任命あり。
二月、分内、の圖を仕法帳に記し浦賀宮原清兵衛に與ふ（五三歳）

二月 分所の開拓作業を開始する
六月 富田高慶教を乞ひしも許さず九月漸く面會門人とす、此年青木村の復興成り附近九ヶ村舉げて仕法

を乞ふ。是丙子都行公曾比兩寸壯法を發業。

十一月 足柄上郡竹林會比阿木作法アシカニ
一月十四日 駿河國スイガ藤曲村に仕法を行ふ。諸記録完全にして遺著中仕法の模範例なり有名なる天命十訓

を記す（五四歳）
九月六日 伊豆山莊山代官江川太郎左衛門の金銀引替業多田彌次右衛へ一家再興法を授け、金千三百八十兩貰ふ。

兩貨付

十一月 駿河國御殿場村に仕法を行ふ。

十二月 大住郡金目村兵左衛門の爲仕法を授く。

六月一日 西大井、鬼柳（足柄上郡曾我村）に報徳金百兩を貸付く（五五歳）

十月十四日 宮原治兵衛等に大學料理（儒教の大學を解釋せしもの）の書簡を與ふ。

三月十四日 駿河國柴田權左工門（後杉山報徳社を成立せしめた人）小林平兵衛其他仕法を嘆願す（五六歳）

五月鴨宮早野小八の仕法を行ふ。七月二日、相州十日市場（秦野町）安居院庄アヨサキヤ七中沼村田造でんぢやを便りて先生の許に至る。

七月二十九日 閑老水野越前守より召命あり幕臣となる、御普請役格を命ぜらる、御切米二十俵（石高にして二十石）二人扶持を賜ふ。

利根川分水路、印幡沼治水のため視察を行ふ。續いて下總國大生郷オフノゴウを檢分す。

利根川印幡沼の治水は水野越前守の二宮先生採用の主目的にて先生必成の答申をしたるも期限は實際行つて見ざれば豫定し得ずとなしたるため水野越前守は他人に命じて行はしめ失敗し、先生も又閑職となる。十一月十七日 大久保侯邸にて中村藩の重臣草野正辰に安民法を授く。

四月 小田原報徳社發業、金百六十兩を與ふ。

七月十三日 福島縣小名濱、栃木縣東郷真岡三村の屬吏陣屋附手附を命ぜらる。此の頃住所も仕事も一定せず「住居奉伺候書付」を幕府に提出さる、之は一面先生の自叙傳なり（五七歳）

同
一四

同
一四

弘化元

駿河國竪村小林平兵衛に「知足鑑」を授く、後小林氏は知足財團を設け今日に及べり。八月福山龍助入門す。

一月二十九日 叔父萬兵衛の本家を繼きし弟友吉（相續して三郎左衛門）及既に二宮總本家を立てたる増五郎筑波山詣での歸途立寄る（五八歳）

四月五日 日光御神領荒地開拓調査見込上申すべき命あり。江戸に於いて先生畢生の力を盡し門人數十人を督し爾後三年にして富國方法書（仕法雑形）八十四卷を著はし、弘化三年六月之を献す、余り大部なりとの事に二十巻を減し六十四巻とす。

九月 相馬藩齋藤高行入門。續いて十月中郡片岡村より大澤政吉（福住正兄）入門（五九歳）

十一月 相馬領成田坪田に仕法發業、富田高慶之に當る。其後續々仕法を嘆願せし諸村に行ふ。先生一度も相馬に赴かずして成功す。

三月 大久保忠眞公十年祭を行ふ。四月岸右衛に金十八兩賞賜す。（六〇歳）

七月十六日 小田原藩報徳仕法を廢し先生の小田原領入を禁じ、領民をして先生との往來をも禁す。されど窃に訪ふ者絶えず先生忠眞公の墓前に之を謝罪す。

十一月 安居院庄七遠州に入り報徳を説く。此年小田原の幸右衛門甲州八代郡成田村に報徳を擴む。五月十一日 櫻町より東郷陣屋に移ることとなり隨身者と大前神社の別當神宮寺の破屋に假寓公領は私領と異なるさて事業も與へられず、門人衣笠某其他代官と激論し代官は先生を叱し先生門人等を諒む（六一歳）

同
四

同
三

同
二

嘉永元

三月十九日 野州桑野川村の新田開拓出來。相州竹松村悪水堀開鑿、又東郷領内十數ヶ村より仕法嘆願あるも代官許さず。

九月二十七日 先生一族と共に東郷陣屋に入る、一家櫻町在住二十六年にして移轉（六二才）

十二月 遠州の岡田佐平治安居院の教を受け牛岡組報徳社を創立後年の大日本報徳社のはじめなり。
九月二十六日 父母祖先の菩提のため茶湯料五拾兩を善榮寺に納め、又十月廿九日大久保忠眞公菩提のため永代回向料三百兩を江戸青山教學院に納む（六三歳）

四月二日 二宮彌太郎を山内代官より東郷手代として召抱へたき旨通達あり（六四歳）

九月十九日 代官漸く報徳を解したるか先生と同道にて常州花田村其他諸村を軒別廻村歸路下館棹ヶ島等検分。十月十七日 福住正兄師門を辭す。同月廿一日 克讓、増益鏡を著はし善種金百兩を附し片岡村大澤小才太、勇助、政吉（正兄）に授與す。此年眞岡支配管下十四ヶ村に仕法發業す。

嘉永四

一月十日 日光山内貸付所に金五千五百兩加入の儀願ひ出づ（六五歳）

六月三日 彌太郎御用向見習仰付られ、七月富田高慶報徳論を著はし山内代官に差出し代官序を附す。

一月二日 大山參詣、片岡村の仕法事業を克讓社と名く。同月九日 故郷に墓參入湯願を小田原藩に差出したるに漸く許され歸省、入湯をもなす。湯本に櫻三千本を植う（六六歳）

四月二十九日 彌太郎三十二歳にて三宅鉄子（十七歳）と結婚す。

八月廿八日 文子（二十九歳）富田高慶に嫁ぐ。

十二月二十四日 宇津家報恩のため高百石（米百俵）永代寄進を申出。又相馬藩より日光復興事業中に年

嘉永五

同

同

嘉永六

々五百兩宛十ヶ年間加入申出づ。

二月十三日 日光御神領興復の命を受け、畢生の努力を試みんとす。同月廿一日 日光奉行所手附に轉任。

三月 谷田部侯日光仕法に金百兩寄附申出（六七歳）

四月十八日 病に罹る。五月廿七日 東郷に歸り病癒えざるを押して出勤。六月には米使ベルリ來航す。世情騒然たる中に病を押し六月廿九日、日光に上り廻村を始む。

七月七日 文子難産のため死亡。

九月十六日 廻村中病氣再發。

九月四日 病中安居院庄七、岡田佐平治日光にて先生に面會大道を授かる。

十月四日 輪王寺宮殿下より御見舞品頂戴、此頃日光八十九ヶ村四千六十四町歩中、荒地九百三十四町歩興復のため助貸金制度を立つ。

二月二十三日 彌太郎尊行御普請役見習を命ぜらる。この年病床にあるも開發事業進捗し、仕法開始行はる（六八歳）

八月四日 岡田良一郎（淡山）入門。

四月二十五日 今市の官舍新築落成之に移轉、此の頃蝦夷地檢分開拓仕法見込申上ぐべき命御勘定所より達しありしも多忙と且病中の故を以て固辭す（六九歳）

二月 御普請役に進め三十俵三人扶持を賜ふ（七〇歳）

安政元

同 二
同 三

十月十九日 第三郎左衛門來り訪ひ大に喜ばれしも廿日急變遂に起たす（新暦十一月十七日）

十月二十三日 今市星顯山如來寺（淨土宗）境内に葬り、遺齒遺髪を郷里に分つ、遺言は墓を建てず樹を一本植えよどありしも夫人、門人相謀つて墓を建つ、かくて日光仕法は彌太郎（三十七歳）御普請役格となり富田高慶其他之を助け繼續實施して差支なく進行せり、明治維新迄十五年、三十年完成の豫定の處事業半以上に達す。

御贈位 明治二十四年十一月十六日從四位を贈らる。小田原報徳二宮神社、明治二十七年四月十四日、遷宮鎮座式三十九年十月十日縣社に列す。別に今市にも神社建立縣社たり。

（二）大久保忠眞公

大久保忠眞公は勿論門人ではないが是非共納めねばなら人。天明元年十二月誕生で年齢は尊徳先生より六歳の兄、當時はロシャの艦が北邊に出現した頃であった。徳川幕府期間中の名君の一人であり、且つ尊皇の大義を盡した一人でもあつた。忠眞公あつての二宮尊徳先生であつたといふ評は誠に當を得た言葉である。

公は十一歳で任官政務を見られたが十六歳で病中の父に代つて襲封され、寺社奉行等を経て文化七年大阪城代十二年京都所司代に任命を受け、この間前後九年に及んだが幾多皇室の御爲に貢献し賞賜を受くる事も度重つた。仙洞御所修理の際は秘かに吉浜村から海岸の美石を集め二千俵を真鶴から回漕し、淀川を上つて御所に献納し今も残つてゐるとい

ふが、石を拾ふに石一升に米一升を以て集めたので一升石の名が残つてゐる。

公は歌をよくし繪をよくするの才能があり、所司代中特に堂上人との親交厚く、朝武融和の爲に盡したこと所司代中の隨一とさへ稱された。所司代について文政元年七月閣老に列したが時に年三十八歳であった。老中首席は水野出羽守忠成であつたが、天保四年忠成卒去して首席となり、天保八年舌疽を病んで五十七歳で逝去し、各方面から非常に惜しまれた。

公が二宮先生を抜擢されたのは全く驚異に價する事で、京都から歸城し更に江戸に上の折酒勾河原に孝子、節婦、奇特者を表彰されたのは有名な話であるが、大阪、京都在任九年間小田原を離れてゐながらしかもよく領内の事情に通じられ、當時惰弱の弊風が上下を風靡してゐるのを嘆かれ、善行表彰の舉となつたのである。公は此の表彰者の氏名表を終生紙入にしまひ懷中されてゐた。如何に民風振興に心懸けられたかゝ知られる。公は民政に努力されたばかりでなく、又教育にも熱心であり、人材養成のため文政四年集成館といふ育英學舎を建て、後文武館と改稱した。幕府に於ても俊秀なる公吏矢部駿河守、海外の事情に精通した間宮林藏、財政通の川路聖謨等の抜擢も又凡庸人の眼識を超えて、幕政の改革に努力する所歎からず白河樂翁公に私淑し、水戸烈公と肝膽相照した。日常生活も亦名君の名に違はず平居綿衣を着し膳部を節し用度を儉し、自ら範を示して倦まれなかつた。そして萬一の際の軍用金として天守閣に金一萬兩を藏してあつたといふ。如何に有事に備へる心構へがあつたかが察せられるのである。逝去に當つて惜しんだのは公の身邊ばかりでなく時人皆之を惜んだ。大正七年十一月十八日特旨贈從三位の追陞あらせられ昭和十一年十月十九日死後九十八年目縣社大久保神社に合祀せられた。

二宮先生に對しては酒勾河原の表彰、斗櫓の改正服部家の家政取直、櫻町の興復委任、小田原の飢餓救濟の委嘱等全

信任と全信頼誠に美はしい間柄であつた。而して二宮先生の事業に報徳の名が今日に於て全國民に^{くわいしや}熾くわいしやしてゐるその名も櫻町十年の事業が實を結んだ折、恰もよし忠眞公の日光參詣の折歸路茨城縣結城の宿に櫻町村民等と伺候の際、その功を賞し「汝の方法は論語にある以^ヒ德報^レ徳なりと稱せられた事に始まるのも、二宮先生にとりては實に感激深かつた事であつたらう。されば先生は公の死後非常の落膽であつた。時に二宮先生は五十一歳。やがて五十六歳幕府に採用され世間的には出世であつたが、小田原を遠ざかるのは二宮先生としては少しも喜びでなかつた。

忠眞公逝去後十年にして小田原藩は報徳役所を疊み先生の小田原入を禁じ領民の二宮先生との往復まで禁止して了つた。先生は青山教學院の公の墓前に到り自分の不徳を深く謝罪し流涕時を移されたといふ。而して嘉永二年六十三歳の折、教學院に公の菩提追善のため永代回向料三百兩を納めその利子の一部を以て永代回向料に、他の一部を以て永代仕法の善種金に利用の案を立てられた。忠眞公が死後二宮先生の公を追慕するの情の濃やかなものがあつた一つの表はれである。之等の金も明治維新の變轉で中絶して了つたが、之も報徳仕法の一範例でもあつた。

(三) 福住正兄翁

福住正兄翁は文政七年八月廿一日の生れで二宮先生より三十七年後れてゐる。相州大住郡片岡村（中郡金目村片岡）の生れで、父は大澤市左工門といひ地方での大地主兄弟五人の末弟で政吉と稱し、早くより漢學を學び和歌を習つた。

後に正見と改名した。政吉が十歳の天保四年と十三歳の天保七年には大飢饉があつて片岡も非常に困難に陥つて一村衰廢して來た。此の間二宮先生の高名は近隣に傳はつたので、天保九年八月廿八日市左工門と小才太父子其他數名は二宮先生に謁し、陰徳報徳の理を説き聞かされ大いに發明して自力更生の仕法案を立てた。そして一村救濟の實を擧げたのである。此のいきさつは別に大澤小才太の記事に譲る。

上記の關係で二宮先生に縁が繋がれた政吉は、長じて醫とならんとしたが、父兄の勧めで國を治するの醫たれとて二宮先生が五十九歳の時、政吉は二十二歳で入門した。その頃二宮先生は江戸で日光御神領の仕法書作成の多忙中で入門した政吉は何一つ教へを受けるでもなく、日毎多忙な書類の淨書などに明け暮れを迎へ目的が稍外れた感が生じた。然し二宮先生の様子を見、隨身諸生の行動を見ると何となく通常の行方と違ふものがあることが感知され、生きた事業がそこに躍動してゐるのを察した。

日光御神領の仕法雑形は翌年六月完成して幕府に獻納されたが、幕府でも之を見る眼識の明あるものは無かつたので其儘となり、翌年真岡代官の屬吏となつて東郷ヒガシナカに移るべき命があつた。日光御仕法雑形作成中は門下大勢で之に從事したが、東郷に移るも居所がないので神宮寺といふ廢寺を修繕して住まれ、御家族は猶櫻町にあり、二宮先生に隨ふものは中村藩の吉良八郎と政吉と母の實家から來てゐた下僕民次郎の四人であつた。

政吉は自然二宮先生の身邊の用向を辨する様になり、先生の一言一句一舉一動は悉く政吉の報徳を得する資料となつた。この生活は二宮先生の年譜にあるやうに相當二宮先生の懨みであつた。行ふに處と位を得ない爲であつた。政吉には之が亦先生の大襟度を學ぶに益する所多かつたであらう。

東郷に移つてから滿一年二ヶ月ばかりで山内代官が真岡に移つて先生は家族と共に東郷陣屋に入られる事となつた。

政吉は度々陣屋に出入する神職たちが國學に關する話をするので、最初漢學を學んだ身に國學の興味を持つやうになつた。青年好學の士又筆まめな政吉はかうして隨身してゐる間に事に觸れ、折に臨んで先生が教へられ、又出入する人々が先生に教へを受け訓戒されるのを一々筆録して残した。それも書間は忙しいので夜分寝る間を惜しんでの仕事であつた。之が後に二宮翁夜話となつたのである。此の頃安居院庄七は既に遠州入をして指導に從事してゐたのである。

嘉永三年政吉二十七歳であつた。既にして二宮先生が東郷陣屋に入られる頃は幕府も其實力を認め各地の指導に多忙となり、政吉も先生の廻村に従ひ仕法の經驗も積んで來た。然るに政吉に二つの養子縁談が現はれて來た。そして一家の希望も手傳つて、七年間馴れ親んだ師門を辭して生家に歸つた。序に茲に記すが、その翌年十月に二宮先生を訪ひ師恩を謝し、且つ片岡村の現狀及福住家復興について報告すると先生も大いに喜ばれ「報徳克讓増益鏡」を草し報徳善種金百兩を添へ大澤一家とは別に賞與せられた。日附は師門を辭した前年の十月十七日である。

一方縁談の方は一つは小田原辻村氏で指折の富裕の家、一つは箱根湯本の温泉旅館福住であつた。福住は當時近隣の失火で類焼の厄に遇ひ家産は傾いてゐたので婿探しは相當困難であつた。政吉は周圍を顧慮する事なく「富裕の家はいくらも婿があらう。俺は困つてゐる方を選ばう」と敢然生計難澁の方の福住を選んだ。報徳行の自信は十分あつたと見える。政吉は福住を纏いで家名の九藏を襲つた。そして二宮先生に倣つて毎夜遅く迄業に精出し、朝は明けて起きるやうな事はなかつたといふが、家運の挽回は浴客の多さを必要としたので、お客様本位に業を勵んだ。

それにはいろいろ新工夫を行ひ客を喜ばし、又名家有能の士を好遇し、何れも推讐の實を擧げ、お客様を大切にすると同時に同業者、駕籠屋、按摩、お土産品の製造者から賣店等に教化を布き、風俗を改め、品物の料金價格は引下げ、反對に品質を上げ、親切と丁寧を旨とさせた。又道橋を直したりして、村治の上にも盡した。それが爲に遂に功績顯著となる。

なり嘉永五年十一月名主を命ぜられ、更に慶應元年十一月藩主から苗字帶刀を許されたのである。此の福住旅館の報徳精神は今日にも流れられてゐて、現在でも藝妓を招くお客様は一人も宿泊しない家風になつてゐる。苗字帶刀を許された時の申渡書には湯本付が借財二千六百五十兩あつたのを返済し、且つ小田原藩先代よりの恩恵に對し五十兩を差出したり、其他種々の功績があつたと書き記してある。

此の間更に和歌を學び、或は參禪し、或は平田門に入つて國學を研鑽した。二宮先生逝去の安政三年には大洪水で住宅破損し、同六年には大火があつて類焼し慶應三年にも亦類焼した。この困難の間に處して家運は衰へず學問の道も進んだ。

戊辰の役に脱走兵が湯本に來て食糧を求めた後、官軍來つて九藏を訊したが九藏は從容として大義を述べ脅迫止を得ざる旨を以てして事なきを得た。明治元年は九藏四十五歳であつたが維新後國學の教授となり、更に神職に身を置いて權田直助とも交り學ぶ所多かつた。直助は大山阿夫利神社に仕へ國學に造詣深い人である。又公共事業として湯本山崎間道路は狹隘であつたから明治八年七月から起工して之を擴張した。其後九藏は旅館の代表名であるが、子供が相當の年輩になると之に讓つて正兄と改名したのである。

爾後報徳の道の弘通には不斷の努力をしたが、遠州に於ける福山瀧助の活動にも助力し、有名な杉山報徳社の設立に際しては柴田堅節は直接の指導者であるが報徳には先輩の正兄の盡力も尠からざるものがあつた。

これより光明治四年には藩主から士分に登用され國學一等助教を命ぜられた處、翌五年廢藩置縣の改革に會ひ、官に請ふて報徳教會を作り權少講義となり後、權少教正に進んだが明治十七年之等教會は各宗管長に分属するに至つたので教會を廢し報徳社に改組した。

正兄の光榮は數回に及んだその一は明治五年、明治天皇は皇后の宮と箱根に行幸遊ばされた。正兄の子女十一人あるを聞し召し皇后の宮親しく臨御之を見給ひ各物を賜ふた。併せて正兄の和歌に堪能なるを以て題を賜ひ献詠した。

正兄の著書は多いが著名なのは二宮翁夜話、富國捷徑である。夜話と富國捷徑は明治三年頃稿本が出来たといふが富國捷徑五巻の刊行完結は明治十八年。夜話の正篇五巻完結は同二十年で、之に續篇があつて、續篇は昭和三年佐々井大日本報徳社副社長の手によつて追加編纂せられた。

明治二十年八月畏くも夜話は乙夜の覽に入る光榮に浴し、又翁は二十二年三月には三河の大橋源六郎と謀つて連名を以て皇室の尊嚴に關し立國の基礎を建白した。それは如何に扱はれたか知る由もないが内容は略、實現して今日に至つてゐる事である。

晩年二宮神社を小田原城趾に創建することに努力したが、出願したまゝの明治二十五年五月二十日六十九歳を以て歿した。しかし目的は達せられたのである。正兄の歿するや遠近痛惜早雲寺に葬つたが會葬するもの四千人と云はれた。

大正五年報徳二宮神社境内に建碑され竹添光鴻博士の撰文と、二宮尊親先生の篆額にその一代の徳行が光を放ち、大正十三年從五位を贈られ、聖恩の廣大なるを拜した。著書二宮翁夜話は最も一般に普及し愛讀されてゐる。

富國捷徑は報徳の要領と結社の條項が記述され、瀕死の状態にあつた静岡縣の杉山で片平信明が一村の衰弊に病氣に迄ならうとした時、一讀忽ち快癒して今日天下の杉山を起したものである。此の外その著書は次の通り澤山ある。

報徳學内記、報徳幽顯學、善惡應報鑑、報徳手引草、二宮翁道歌解、蛙園歌集、二宮翁略傳、報徳結社問答、言葉の

經緯圖、蛙園庭訓集、和文雅調論、かつの舍漫筆、湯桁物語、福翁昔物語。

(四) 大澤小才太氏

大澤小才太氏は福住正兄先生の生家で五人の兄弟中の長兄である。住地は中郡金目村の片岡で當時は大住郡片岡村と稱し旗本高井岩見守の知行所であり、大澤はその割元名主であつた。

片岡村は高七百八十石戸數五十七軒で一戸當の田地一町二反で有福な土地であつた。しかし天保四年七年兩度の飢饉で世間と同様に一村困窮したので潰家が八軒出來た程で田地も七百二十八石餘に減じた。

ここで大澤家の過去の盛衰を見るに、慶長八年から判然してゐる處で、同年には田畠七町八反餘あり、六十二年後寛文四年には、五分の一の一町七反七畝餘、それより十年後には五十四畝餘の田畠買受の證文があるのに又二十年を経た寛永二年には一町四反餘に逆轉し、夫より二十三年享保十三年には三町五反六畝餘と増したが、まだ古の半額にも達しなかつた。それが二十六年後寶曆四年に又半減以下となりしを三十一年後の天明六年約三町となり、以來代々の丹誠にて増加を見、五十三年後の天保十年には二十町一反六畝餘石高にして三百十四石五斗餘といふ大高持となつた。この中には他村の持分も入つてゐた。而し之も世間の公蔭であるから、その世間に平等に功德を施せば安樂國であるが、此の財産について二宮先生が十ヶ年平均を調べられて自作小作の収納米一ヶ年八百九拾四俵餘であるべきを、不作の割

引やら小作人からの未納不納等一ヶ年に百八十六俵の損毛があつた。

二二

小才太の妻は伊勢原加藤宗兵衛の娘で、宗兵衛は心學の同志駿東郡竈の小林平兵衛の斡旋で既に二宮先生の指導を受けてゐたので、大澤家でも一村の窮乏を訴へて指導を乞ふ事になつた。最初に先生を訪問したのは天保九年四月だといはれるが先生は小田原藩の劇務に從事中で他の方までは手を出す餘裕がないと断られた。然るに大澤がたつてと懇望したので、善因には善果があり、惡因には惡果のある事を諭し、片岡の經濟は名生である大澤自身の決心にあることを懇切に教へられ、收納米についても教訓があつたものと思はれるが大澤父子は大に感激して實行の覺悟をして歸つた。そして一村の回復には第一に村民に回復の餘力がなければならぬと善種の推讓を行つた。先づ金百七十兩を土臺金として救濟金の資に加入したのを始めとし、村民中の出精奇特人の入札を行つて一番札に田地一町歩、二番札に七反歩三番札に五反歩、四番札に三反歩、五番札に二反歩、べて二町七反の無料耕作をさせた。耕作者は作り取りで年貢は大澤家が負擔したのである。大地主ではあるが誠に氣前によい大推讓をしたものである。

然し一層貧困の村民中にはかかる恩典には縁の遠いものもあるので貧困は一層甚だしく、高利で質入して居るものも少くなかつた。調べて見ると典物は十五人百五十點金三十七兩になつてゐた。大澤は現金を持参して之を受出し一切無利子にして、夏物冬物交代で交互に各人に使用させた。こゝで村民の氣風は一變し男女老小共一身を抛つて働いた。二年目は入札に五番が同點二人となり、二町九反を無年貢貸付をしたが、民風の改良は未納の小作米は皆無の状態に現はれて來た。之は救急法である。この話をきかれた二宮先生は大變な喜びであつたけれど、このまゝで大澤が衰へては何にもならんとそこで大澤家の仕法を立てゝ與へられた。この案は復興法である。その指導により片岡村は立派に回復したが、後に大澤では一家一族熟慮の上「家株永安相續趣法議定書」を作つた。之は家憲と稱すべきもので、二宮先生か

ら教訓の由來を示し、分内分外を明にし、財産を授つたお禮にお上への公務は無給で御扶持のとしての頂戴米金は仕法金に組入れる事とし、子孫は固く之を守るべきだとし、之で父の靈魂も安んじたいと九ヶ條の個條を擧げてゐる。』

そのうち第一條に家株田畠の收入中貳分九毛三弗を土臺外に置くこと。そして七分九厘七弗で暮し、若し不作等で足らぬ時は分外から補ひ、其他火災、田畠流失、意外の大病、不慮の大物入に用る外は之に手をつけぬ定めとしてある。之が天保十一年から嘉永二年迄引續き實行され村も立派になつたので二宮先生も大に之を賞讃し、自力更生の一村式自治の模範であるからとて、嘉永三年に「報徳金克讓増益鏡」といふ長い表彰狀を作つて大澤兄弟、小才太、勇助、政治吉三名宛で當時の金で百兩を添へて大澤一家に賞賜された。この表彰狀の内容は報徳仕法の由來と事跡と顛末とが詳細に書かれ、將來この種御仕法の一範例となつたもので、報徳の要旨を知るに便利なると共に報徳仕法の學習書でもある。

而して更に一村の復興は指導者の責任と村民の奮起によるものであり、片岡の仕法は嘉永二年迄十ヶ年を経て次に第三期に入るので、大澤家の百八十六俵の推讓をやめ十年間の報徳金と其後村民の自力による永安法が立てられた。が明治維新まで續き、且つ伊勢原眞田金目等その指導をうけた。夜話の一節に「嘉永五年正月翁おのが家の温泉に入浴せらるゝこと數日、余が兄大澤精一二宮先生に隨つて入浴す。翁湯柄にまして諭して曰く」とありて湯の深浅と分限の例、又押し搔きと譲奪の例を以て教へられた有名の話はこの小才太である。この大澤家の德行は永く残つて心ある人は當時を感謝し片岡の人の勤勉の風を残し、又明治十七年頃不作で生活難の襲つた時に騒動があつた際は、村民がよく大澤家を守護したといふ美談もある。

(五) 安居院義道翁

安居院義道翁は寛政元年に中郡東秦野簗毛密正院秀峰の次男に生れ庄七と稱し二宮先生より三歳年下であつた。家兄を秀英といひ家を繼ぎ、弟は別項の淺田有信である。密正院は寺號であるが阿夫利神社へ仕へたものである。傳へられる處によると曾屋町（秦野町）の安居院方へ養父として入つた上、小田原町の町外れに出て米屋を營んだが、ある年大失敗をしたので二宮先生に無利息金を借りたいと思ひ、中沼村（南足柄町）田造が二宮先生方に居るのをたよつて櫻町に赴いたのであつた。然し直接先生には會へなかつたが、陣屋の人々の働きや又二宮先生の話も洩れ聞いたであらうが、才智あるもの故、深く自省し、金は借りないで歸つて細い資本で元値賣の商賣を始めた。今日の原價販賣であつた。爲に店は大繁昌を呈し同年末に十兩の利を得た。

二宮先生が小田原仕法を盛に行はれるやうになつた折、仕法書の淨書を頼まれ仕法事業の内容が一層明かに會得されたと見え、はつきり入門したといふ様子はないが、報徳の眞髓を握り人を勵かすの誠意を持つてゐた。庄七はこの報徳の教を私するより之を世人に分たんと念願し、同時に生家密正院の關係から敬神の念厚く各地の神社參拜をなし、弟浅田勇次郎と共に諸方を巡る中に大和より河内に入り、同國の杉澤作兵衛の發企に係る伊勢神宮、男山八幡、春日神社の三社參拜萬人講に賛成し、講中勸誘のため伊勢・近江に入り、又東海道を往來しつゝあつた時、偶々弘化三年十一月歸國の際遠州濱名郡長上村下石田神谷興平治方に弟と共に立寄り萬人講の加入を請ひ、翌弘化四年三月伊勢太々神樂奉納

參拜の歸途、弟と共に亦神谷と同道し道中報徳を語りつゝ田畠耕作法及元値賣の商賣を教へたので、興平治大いに妙法なるを感じ、兩人を下石田に招き有志を集めその教を聞き、報徳勤行の同志を結束し、報徳連中又は御報連中と稱し、以後其の教を聞くもの大いに増加した。御報連中とは今日の報徳社員である。弘化四年庄七は既に五十九歳であつた。嘉永元年小笠郡倉真村岡田佐平治も亦その教を聞き人生の要道之内に在りとし、直ちに同志を集めて報徳社を組織した。庄七の指導は同郡西山口、東山口、周智郡森町引佐郡氣賀町等各其近村を誘ひて報徳社を組織し、人員は益増加した。そのうち連中は報徳金も増加し、二宮先生に面謁したい情止み難く機會の來るを待つてゐたが、やがて安居院同道で來る様との事であつたから一同大いに喜び、嘉永六年九月四日庄七同道日光櫻秀坊の假役所を訪問し、報徳社二十二ヶ村に及び、御報連中は四百十九人に達し、社員の積立金も増加したためその運用方法の指導を受けたいと申出た。そして御仕法書を十二日迄毎日閲覽を許され、十三日病中の先生に面會した。先生は報徳の要旨を講ぜられ、遠州地方報徳社創立の事を稱讚され、鴨宮三新田の御仕法書と報徳安樂談とを附與せられた。之が報徳社創立の認可である。一行は十五日出發歸途についた。

庄七後の義道は遠州に戻つてから益精勵刻苦社員の家を齊へ邑を興すことに努め、駿河大官富士淺間神社の大宮司の仕法をたてたり、庵原郡峯村の荒木由藏に教へて安政元年駿河中報徳社を創立したり、到る處功績を現はした。

各社のうち岡田佐平治は最も優れ、長子良一郎僅か十六歳なるを二宮先生の許に送つて入門させたりした。岡田家の仕法は雲仍遣範と稱する家憲に明かにしてある。岡田佐平治の牛岡組報徳社を中心やがて遠江報徳社なる本社が出来、次いで大日本報徳社と改名され、大正十三年一旦解社の形式をとり全國の各本社を合同して新なる大日本報徳社となり今日に到つてゐる。岡田氏の功勞は多大であるが、その種子を播いた安居院義道も亦大功績者である。

義道の教化は偉大な跡を残して文久三年八月十一日享年七十五歳を以て横松宿門人田中五郎兵衛方に歿し、同所田町玄忠寺に葬つた。後慶應三年三回忌が遠州豊田郡一言村で開かれ且つ報徳大會も兼ね盛大を極めたが、先生を思慕する一同の心は自然と小田原から後繼者を迎へたいと決議して之を小田原に通じ、同志の斡旋があつて福山瀧助が之に應する事になつたのである。義道の指導は全く板についたもので當意即妙ともいふべく聞くものをして感嘆せしめ、直ちに實行に入るといふ功果を擧げたといふが、ある時通りがゝりに夫婦喧嘩をしてゐる家があつた。すぐ様飛込んだが丁度火鉢に火が起されてゐたので、すぐその火を火箸ではさんで夫婦の面前につき出し「まてしばし」と一喝し、呆氣にとられた夫婦に「夫婦は家の二柱」と讀んだ。しばしば火箸にもじつたのだ。それで喧嘩も鳴をしづめた處へ次の句が出たのでいきり立つた一人なる程と考へざるを得ぬ。そして更に「それこれともにおきをつけやれ」と結ばれた。おきは地方で炭火の俗語である。そつとも、こつとも、夫も、妻も、共にお灸以上の炭火をつけて見る喧嘩どころではない。又お氣をつけやは注意の意味である。其の後この歌を夫婦は大事にして喧嘩する事を改めたといふ。又遠州島田叢書第四輯にも書いたが、子守のさくといふ少女にもじつて上方に新らしく出来た同業の島田屋に容をとられたなどいふより粉のよいので盛り方をよくせよといふことと、子守のさくや髪の島田を結ぶよりも子供を大切に守をよくしるといふ事にもかかつてゐる。そこで喜久屋の主人も商賣のこつと報徳のこつを悟つて大變繁昌したといふ。

(六) 淺田有信翁

淺田有信翁は安居院義道の弟であつて、若い時分勇次郎と呼んだ。最初は遠州地方にて兄の義道に影の形に添ふ如く其の行を共にした。我が縣下よりも遠江伊賀伊勢地方に有名である。天性書を善くし五歳から筆道を學んだといはれる。しかし蒲柳の質で病ひ勝ちであつたのは惜しかつた。河内國田口村杉澤作兵衛に就いて神道を學び且つ兄と共に報徳普及に努力した。

遠州の下石田及牛岡組兩報徳社が出來た後、伊勢松坂に居を占め同所に報徳社を設立した遺跡がある。こゝより伊賀大和等に往來した。同地方に於ては崇敬一方でなかつたが嘉永四年伊勢の佐奈具村柿屋平吉方で發病し、次で上川村松浦准次郎方へ引越し重病となり、更に病を押して松坂に歸らんとして松坂宿入口塚本村で十月二十二日逝去した。享年五十五歳であつた。

之を以て萬人講及報徳の社徒は直ちに遠州の安居院翁に知らせたが當時の事であつて遺骸の仕末をせねばならなかつたが、別に寺院に縁のある所もないので皆で相談の上、當時松坂在飯高郡郷津村西方寺は天台宗に屬して檀徒も多く、無縁者をも葬り得たのでこゝに埋葬した。

安居院翁は時に六十三歳報徳布教に精勵中風邪の氣味であつたので、遠州方面報徳社同人の協議で下石田の神谷與平治の伴久太郎と、成瀧村の平岩佐兵衛の兩人が代理として伊勢に向ひ御世話になつた處へお禮をなし、相當の金額をも支拂つたが、支拂を受けた人々は又何分かを石碑代等に推讓したのであつた。

石碑については兩人で建てようとした處、松浦准次郎が既に石碑を寄附し石地蔵を建て裏に相州大住郡大山麓淺田勇次郎墓、戒名醍醐良翻居士と刻んであつた。而し其後年代を経るに随つて荊棘の間に埋れんとしたが幸にち名倉勝次郎なる人が之を展墓してから、報徳社徒の之を訪ぶもの多く、明治十六年三十三回期に名倉氏の奔走で新たに碑を建て

その事績を刻して永く幽魂を慰める事になつた。

又萬人講については有信の死後兄安住院翁が斷絶を遺憾とし之を繼續する事として遠州方面で基金を作られたが、今日も大日本報徳社之を受け繼ぎ毎年三月廿三日に伊勢大神宮に太々神樂を奉り、西方寺に有信の靈を祭つてゐるのは其の徳薄からざるものである。

(七) 福山瀧助翁

福山瀧助翁は文化十四年四月廿八日生れであるから二宮先生は當時既に三十一歳であつた。幼名は多喜藏といひ小田原古新宿(新玉町)一丁目里見勘兵衛の二男だつた。家は菓子製造を以て職としたが多喜藏四歳の時十二歳の兄と二人を残して父は死亡した。母の丹精で成人した多喜藏はもう少年時代から菓子を育負つて近隣を賣り歩いた。忍耐強く、記憶強く眞面目であつたから人から囁き目されてゐた。

三十八歳になつて隣町新宿の福山といふ絶家の跡を繼いだ。當時は新戸を立てられなかつたからである。文久元年(四十九歳)には家督を養嗣子虎之助に譲つて隠退して瀧助と改名し又儉翁と號した。

多喜藏が報徳に縁を求めたのは少年時代の體験からであつた。勤勉な多喜藏は晴雨に拘らず働いたが、ある時商賣の菓子が少しも賣れなかつた。不思議であると其の譯を尋ねると此の村は報徳の村だからといふ事であつた。そこで報徳

の話を小田原藩士高木治右衛門に聞いて見ると懇切に教へてそして、高木氏は「お前が此の教を守れば一生涯には土蔵が四つも建てられよう、だが四つ土蔵にしないで二つ建て、二つ分は推讓したら子孫まで長く繁昌しようことを請合だ」といつた。年若い多喜藏は當時既に固い決心をした。

天保十四年に同志十九名で二宮先生から小田原報徳社の創立を認められ多喜藏も兄久藏と共に入社した。そして同年多喜藏は兄からの仕着せを金で貰ひ、自己所有物のふだん着以外のものを七兩二分に賣つたりして社へ加入金として差出した。

多喜藏が始めて二宮先生に教へを受けたのは天保十四年八月で二宮先生は五十七歳多喜藏は二十七歳の時であつた。之は小島屋忠次郎と一所であつた。その時門人が澤山居たが挨拶もせぬうちに職業をきかれ「菓子職です」と答へると菓子の菓と因果の果と草冠の有無だけで其の他はよく似てゐるが、意味は非常に違ふ。報徳をやるならまづ形から直して入らなければならぬと多喜藏の判る程度でよく教へられた。その後機會のある度に數度面會するの好都合が恵まれた。

多喜藏が二宮先生に始めて面會出来た年の翌年弘化元年に二十八歳で上述の如く福山家を繼いだ。その時、小田原報徳社では設立當時多喜藏に報徳金を遣へといつたのを「今は不要」と辭退してをいたので今度は社で金十兩を貸してくれた。多喜藏は報徳精神を解し經營の才もあり、財政的にも堅實な生活をしたが二十九歳で結婚し薄利を以て店は大繁昌をした。而して分度を立てゝ推讓を怠らなかつた。之が後日又非常に役立つた。

かくて幸福な家庭であつたが獨立後十五年後の四十二歳二宮先生の歿後三年目に氣の毒に夫人を失ひ、翌年三歳になる最愛の男子をも失つた。そこで養嗣子虎之助を迎へて四十九歳で店を譲つて隠居の身となつた。けれども報徳人は悠

々自適に過してはゐなかつた。多喜藏は當時流行した心學をも研究し、小田原報徳社の重要な幹部となり、各地に於ける仕法にも關與したが慶應三年遠州の報徳社から迎へられる事となつた。これは足柄下郡前羽村前川の呉服店瀧澤庄右衛門が遠州の同業者から頼まれて斡旋し瀧澤は福住正兄に話し、正兄は多喜藏改め瀧助を最適任者とした。瀧助は時に五十一歳であつた。

* 遠州に赴いて森町の山中里助（後新村里三郎と改名）方を中心には教を布いた。そして濱松、羽島、氣賀^{ケガ}等を一巡し一旦小田原に戻り日光に二宮二代先生尊親氏を訪ねて近況を報告して大いに喜ばれた。そして安居院義道が逝去後一旦養へかけた遠州の報徳社が又盛になり、明治四年各社の聯合會大會を開いて本社を創設し遠謙社と名づけた。後支社數は百六社に達した。

當時愛知縣南役樂郡下吉田村に田中伊兵衛といふ人があり、親戚を訪ねた際福山瀧助の話を聞き永安法なるを感じ同志を作り明治十四年八月六十四歳の瀧助を招聘して教を受け、翌年三河報徳本社を創立した。小田原報徳社では遠謙社創立の折百二十圓を善種金として送つたが、三河報徳社にも百二十圓を貸與し、遠謙社からは百圓を貸與した。三河報徳社も支社三十餘社となつた。

晩年の瀧助は指導する各報徳社の巡回と、小田原報徳社へ春秋二回の出席と、尊親先生の訪問を怠らず努められた。巡回の折は必ず出發の際社員の人名簿を読み上げて其の平安を祈られたといふがその人柄が偲ばれる。巡回の服装は草鞋脚絆に菅笠、矢立を腰にさし、書類入の竹行李を大きな風呂敷で背負はれ、杖をついて歩かれたといふ。そして寸暇も無意に費されず、集會には懇切に指導し、最初二宮先生から與へられた藤曲村と宮原家の御趣法書を讀まれ、特に役員には帳簿の記入方法につき指導し皆よく之を守つた。

日常生活は質素で、人が衣服等を贈つても分に過ぎたものは着けられなかつた。そして費用は悉く自辨主義であり、富田高慶も自辨主義と聞いて瀧助の指導の効果の深い所以を感心し手を打つて喜んだといふ。

瀧助は常に「蓑笠で暮せ」と教へた。之は二つ共下を向いてゐるといふ意味である。そして感謝して生活せよといふのである。今でも遠謙社のあつた地方では信仰のやうに福山翁を敬慕してゐる。七十七歳の天壽を全うして明治廿六年四月十六日三河上吉田で大往生を遂げられた。遺體は逝去の地に葬れとの遺言であつたが、死地が三河であつたため遠謙社は自分が先に招いたものだから、自分等が葬りたいといひ、小田原では曾孫が是非引取ると主張したので茶毘に附して分骨することにした。

大正十二年翁の事績に對し從五位を賜ふとの恩命があつた。今も子孫は榮えてゐる。

(八) 府川萬右衛門翁

小田原地方に「一杯世界の殖え世界」といふ言葉が嘗つて流行した。之は府川萬右衛門の報徳精神を表現した言葉であつた。之はどんな意味か。想ふに無盡藏の意だらうと思はれる。世界には實が一杯ある。而もそれはどんどん殖えて行く。その實を知らずに過す人は不幸であり、判つた人は幸福になる。世間に貧乏にあえぎ不幸が永く續いて嘆く人が多いのは人間に本當の眼がないからだ。心眼が暗く、天地の經文が讀めないからである。

萬右衛門は天保の大飢饉で小田原領民を二宮先生が救濟せられた翌年天保九年四月二十日に足柄下郡上府中村千代に生れ、幼時よく寺に遊んで住職の話を聞くことを樂しんだといふ。長じて大工となつたが、住職から教へられた源義経陣中の歌「さきがけて待つことあればいさぎよしおそくていそぐ道はあやふし」といふ歌意を左右銘として勵み、決して人に後れをとらなかつた。翌日の仕事は必ず前の晩に用意し、仕事第一信用第一を實行した。年頃になつて一家を獨立しようと思つて小田原へ材木買出しに出かけた處、井細田といふ處に府川といふ家があり、息子娘に先立たれた老婆一人が、一文菓子の商ひをするといふ哀れな身の上を聞き、自分で訪ねて行つてその老婆の養子になつたといふ變り物である。

昔話に親を買はんかと親を賣りに來たのは大富豪であつたが、其の話と違つて貧しい老婆を自ら求めるとは愉快な俠者である。之には父母は結構反対したが實現した。その後ある年井細田に大火があり、之が復興のため一度に五、六十戸の建築が始まり頭領として萬右衛門は之を監督し、毎日一軒一軒指揮して廻つたが、勘定に當つては皆のは明細に書き出したが、自分のはちょい／＼出たゞけ故勘定書が出来ぬとて遂に賃金は貰はなかつたといふ。

福山先生が小田原報徳社を再興し其他各地を指導されるや井細田にも勤友報徳社を組織されたので萬右衛門も折々その話を聞いたが、日頃自分が懷く信念と一致するものゝあるを知り社員となつた。そして福山先生が駿河遠江に出らるゝ時にお供をして行つた事が度々であつたといふ。

ある時福山瀧助は萬右衛門の「さきがけて」の歌をきいて報徳にも徹せる人なるを知り、之をある社で話されると、話はそれからそれと傳はり各地でその話を所望されるので、遂にその事を紙に書いて所持し、集會の折には入口に之を貼り置き乞はれた時には「あれを讀め」と申されたといふ。その書の末尾に明治十七年と記されたる。

中郡土澤村に富豪原家があり、浦賀の宮原屋との關係で報徳に熱心で村内に澤山の報徳社が組織されてゐた。萬右衛門はよくそこに講話に出かけた。老年で寒い頃は皮羽織を着されたといふが今同家にそれが殊つてゐる老年故行先でお供を二人つけさせて途中で萬一の事でもあつた時に一人は使に出ても一人はそばについてゐられる老年故行先で主意の一端である。そして「大工の萬右衛門に供を二人出しては腹も立たうが、私がこゝへ來るのは二宮先生と二人だからさう思へばよいであらう」と笑つていはれたといふ。又ある時二宮神社で一參拜人が二宮先生の肖像を高いからまけろといふのをきいて大層憤つて「世の中には床の間に四足を飾つて喜ぶ者もあるが二宮先生の像を飾らうといふに高いとは以ての外だ」とたしなめたといふ。信念の一端が現はれてゐる。

も一つ報徳心に徹底した話しに、隣町の多古の白山神社の石段が破壊したので世話人二人が修繕の話を氏子に持出したが纏らないので萬右衛門に相談した。答へていふのに「ほんとに作りたいか、そんなら一人で作れ、金がないで困るといふだらうが一度に造らうとするから困るのた、何年でもかゝつて出来るだけづゝやればよい。だがさうして作つてもよいかどうかも一度一同に相談しろ。」そこで二人が相談すると話は見事に纏つて出来上つた。甚だ人心の機微に觸れた指導であつた。その他中郡地方の比奈窪名古木笠塗等から松田方面にも及んだ。

このやうにして、萬右衛門は「やれば何でもやれる」といふのが一生を通じての信念と行であつた。「やる」といふのは勤行だ、うごきだ、はたらきだ、だすだ(產出又推論にもとれる)たすだ。(充足進んで發見發明にもとれる)又「行る」と使つてあるが結局以上のものも實行といふ事に歸結されるのである。そして實行が「我が物」だいひ、善惡、奪讓、勤怠、嘘實、等皆一體一如であるとなし、因果輪廻の理にも徹し「ぐるぐるまはり」といはれ、又「なる」ともいひ、やる事によつてなる。實行すれば人格が完成する。完全なものになる。なるには鍛成が必要だと克明に説いた。五

倫五常も皆之による事、又「なさけ」は人の眞心で「なかさけ」で中を割けば必ず眞心が現はれると、説き得て妙だ。又「おばへ」は知識と共に技能を併せ「わけ」では物の根本まで理解する或は數量にしてわけて考へる。我儘者は一生六十年間に働くのは僅か七年半、一日三分かせぎは廿四時間の三分七時二分、二宮先生は七分かせぎで十六時八分だと比較し、更に「ぶんが(ぐわ)い」を説き、分外は四つあり、得手の餘業、節儉、廢物利用、しまつ、更に人間の苦樂は外にあらず内にありとなし、講話する時は一々詳細な原稿を草され、今も同家に多數残つてゐる。萬右衛門も亦福山瀧助にならつて自辨主義で通したが、日常生活は華美を避け綿衣飯汁大工職の道具等は人が使はない程のものでもよく手入して使つた。昭和二年三月二十一日九十歳で歿したがよく報徳行に終始した生涯であつた。

(九) 足柄上下兩郡地方

一村立直しの指導を乞ふた所は數多いが、それは天保七年の大飢饉に小田原藩の救濟を行つた場合、二宮先生の手腕に敬服した領民が、藩の救濟は當然急救法であつたから將來の事を考へて復興永安の方法を講じたく希望する當然の結果であつた。之を二宮先生に嘆願したが、多忙のため直ちに應ぜられる譯には行かなかつた。そこで各地では先づ進んで報徳心の發現を示して懇願するに至つた。

それが爲に先生の仕法指導は一々根本から始めるより手數の省ける事が少くなかつた。先生に仕法を乞ふものは領内

七十三邑に及んだ。以下そのうち重なるものゝ梗概を記す。

一、鴨宮三新田（足柄下郡豊川村分）上・中・下の三新田で四十四戸名主を早野小八といひ、外に段藏のといふは熱心家があり、小田原領最初の仕法地である。この三新田は借財償還が主で小八段藏外二名で借財千三百七十兩に達した。今のがにしたら大變な額であつた。そこで日掛繩索手段帳並難村取直相續手段帳を作り、村民を集めて之を教誡し、十ヶ年償還法を立て成功したのである。之が其の後の仕法範例ともなつた。遠州の報徳連中が二宮先生を訪問し教を受けた際、この二仕法書を受けられたのは別項にある通りである。小八は先生の信用も厚かつたと見え、川崎屋孫右衛門が先生を竹松に訪ねた折風呂湯から行衛不明になられた時この小八方に夜行されたのは人の知る所である。

二、竹松村（足柄上郡福澤村分）曾比村（同郡櫻井村分）の兩村之又有名であるが、竹松村に河野幸内、曾比村に劍持廣吉があり同村に於ける中心人物で天保八年には飢饉救濟の件で度々先生と箱根で面會したが公務の應待だけで懇談等はなかつたらしい。劍持廣吉は牛島草柳善右衛門の子に生れ劍持を繼ぎ先生より十一歳の年下であつたが學識もあり、且つ性剛直自ら恃む所が厚かつた。柏山の隣村で舊知の間柄であつたが先生の高名に對し幾分疑ひの目で見てゐたかも知れない。然し兩村九十餘戸千二百石の地で負債は當時六千二百餘兩に及んでゐたので容易に之が整理は出来ない。依つて二宮先生に仕法を受けるやうに勧められたが、最初箱根で出合つた時先生はよそくしく見ぬ振をされて行過ぎられた。廣吉は憤慨したといふが二度目に會ふと非常に喜んで心置なく會はれ、話して見ると先生の識見が自分より數段優れてゐるので、之でこそと心服し、喜んで指導に従つたと傳へられる。幸内は又大百姓であつた。ある年の田植に郡奉行が見えてゐた。その折の句がある。

植ひ(し)さりくおもはず田となりし

雪杖軒雪蓬

植ひさりくつくせば青田かな

奉行

おもひ盡し勤盡して青田かな

剣持廣吉

馳馬に鞭打いづる田植かな

山雪

山雪は先生の俳號である。實感の盛られた點に皆驚いた。他の書物によると字句の稍異つたものもある。又次の二首が添へてある。

我國の田植盛りの見ゆるなり庭の五月の花にくらべて

此の兩村の仕法は天保十一年三月から日記に錄されてゐるといふが、剣持河野を中心に立派に成功し小田原領仕法の中三新田と共に範例である。内容は、一、屋根替。二、出精人表彰。三、悪水抜工事。四、用水堰改良。五、借財償還等であつた。借財償還には報徳金貸付も行はれ十ヶ年完了を見た。最初に精勤者十人の表彰屋根替、特に村内第一の善行者善兵衛なるものには特賞金十兩を與へられた。しかし善兵衛は私すべきでないと仕法善種金として差出した。又河野幸内の隣家に吉右衛門なるものがあつた。風除として幸内との境に竹藪があり幸内は日蔭で困つた。吉右衛門は報徳をやると早速切拂つてその上竹根があると又生えるからと之を開墾して畑とした。今竹松曾比の報徳堀は三ヶ所あるが温田であつたのを冷水拔を造つたがら忽ち良田となつた。始め二十間のものは一日に成り數日して温田變じて乾田となつたので、次は巾二間長四百間もあるのを近郷の人まで助力して僅かに二日で成つたといふ。行はれる事が悉く意表に出来る。一同は益感心した。

天保十三年十月小路唯助豊田正作から彌太郎様宛書簡によると、幕臣となり印旛沼調査に勇ましく御出發の折一行中には廣吉も幸内も加はつてゐた事が記入してある。廣吉も幸内も後苗字帶刀を許され小田原藩から賞を受け名主格に進

められた。

以下は西大井爲八郎及鬼柳の斧右衛門が天保十二年三月に認め四月二宮先生の許に届いたものゝ要點である。

三、西大井村（足柄上郡曾我村分） 爲八郎最も報徳に感服し同志と曾比竹松に二宮先生の御教訓のある時酒匂川を越しては參集し教訓を聞き、是非共仕法を願ひたしと一同賛成し名主組頭と共に財産・借金の取調を行ひ、農業の寸暇に餘業として沓草鞋を作り日雇賃金取に出て晝夜精勵、祝儀、不祝儀も取扱者を定めて儉約を行つた。そして愈中以上の生活者は衣類諸道具米穀等賣拂ひ百九十六兩餘の仕法金を醸出して一村立直しに協力相互助合つて面目を一新した。偶々村内の堰浚へをするご隣りの鬼柳から助成し、意外に早く進捗したので、西大井では今後鬼柳に事があれば一村挙げて應援に出る申合せをして恰も一村の如く和合した。村内の富裕者の貸付金はこゝに到つて無利子五年七年の年賦金となつた。また一金持の勘右衛門は從來村仕事には代人を出して置いた處、今度は自分で出かける上金百兩を、次の財産家の勘藏は二十五兩を各手持金を仕法金へ無利息加入した。又一同で堤防には石垣を作り、村内出精人を入れて表彰する。之に感心した眞福寺の住職はわざ／＼先生在宿の塔の澤まで出向いて、寺徳の寄附米や衣類を賣拂つて加入金をしたりした。三島明神の別當もお初穗を辭退したら村民は倍額を持参したので驚いて全部加入金に差出した。この西大井は高四百七十一石田畠五十八町全家數六十一戸であつたが、當時公金拜借四百七十八兩、村内貸借六百四十三兩餘、村外負債四百四十七兩餘、其他合計一千五百六十五兩であつた。仕法開始の際は更に百兩程増加した。之に對し村有志及村民からの加入金は千四百兩餘となつた。此の中には現金、薪炭、米、竹、杉、檜、繩、草鞋から疊八枚長物一棹、女帯等があり、六十五の老婆や十六少年も、娘も下女も奮つて參加し、特に爲八郎宅では家内中女中まで分に應じて加入した。此の有様で大借も七年目で完了した。

更に又金子西大井鬼柳三村に亘る悪水路があつて困つたのをこの頃本流酒匂川に落す工事をした。延長千四百四十二間あつた所仕法地域の村民争ひて來り助け、二月二十一日より廿五日迄に出來、出勤者三十五ヶ村人夫二千六百八十五人に及んだ。

四、鬼柳（同村分）組頭の斧右衛門が熱心家であつた。こゝでは名主の儀左衛門が藩の金を借用し、返済が出来ないので行衛不明になつた。その金が千兩と村内公私に借財が二千兩もあつた。西大井の様に竹松曾比に行き先生の御教諭を聞き村内の改良報徳金の推諉を行ひ釜石衛門も一人で百兩を加入した。この方でも清源寺の住職は自分の除地年貢地の作徳米を仕法金に差出し、生活は托鉢によつた。村民もこの義舉に感じて休日を利用して薪を伐つて同寺へ寄附した。

五、金子村（同郡金田村分）名主若三郎は組頭市左衛門等と協議して仕法を行はんとしたが、相當大村故全部の結束は困難と思つたが全部纏つて報徳加入金を差出し出精人を入れし、公私借財返済の法を立てた。

六、金手村（同郡金田村分）前名主郡治大借となり村方引受の難儀に會ひたるも返済方法容易ならず、上司より督促もあり、一部納入の上、お上の憐憇を嘆願してあつたが結局二宮先生の訓諭を受け、解決手段上郡治の家屋を賣却し、村民も從來の心を改め富者も亦貸付金を無利子年賦金とし、出精者の入札を行つた。

七、中里村（足柄下郡下府中村分）名主治郎左衛門努力して勤労節儉を行ひ投票貸付金を行ひ、借財返済に功を挙げた。此の名主か或は成田村の同名の者であるか二宮先生の處へ伺候すると鶴澤作左衛門も居て日光の見世物で絹糸渡りぞ、鶴の例を引き、絹糸でもあればまだよい道のない所を渡る人もあり、又自分は立派だと思ひながら頭と胴と尾と

は皆違つた生活をするものがある。お前等も氣をつけよと戒められたといふ事である。

八、酒匂村（足柄下郡酒匂村分）名主新左衛門自己所有の田畠の一部を福浦村浦右衛門に貰百兩で賣渡し此金を以て村内奇特人の入札貸付を行ひ、報徳の風起り、加入金元恕金等を差出すもの増加して來て村風一新した。之が爲に川越人夫も平常徒食する不都合を悟り、吉凶の際の冗費を省き晝夜繩草鞋を作り、賃稼其他に精勵した。同村では水利爲の便悪かつた新堀二百間を作り、其の他を浚渫し、道路も繕はれ老人まで嘗つてない便利だと喜んだ。

九、高田村別堀村（同郡上府中村分）中里村名主治郎左衛門が名主を兼ね、人氣の不損を一致せしめ、加入金を差出し増産のため十七八町の水路浚渫を行つた。

一〇、下堀村（同郡下府中村分）一村擧つて報徳仕法を懇願し、衣類諸道具を賣拂ひ加入金拾兩餘を差出した。

一一、曾我別所（足柄下郡下府曾我村分）市太郎其他村役人村民數度先生出張先の竹松に於て教諭を受け、天保十一年上納金返納のため三百兩を調へ皆齊したいと申出たが村民一致を缺く所あつたが、一村精勵結局之を調達して加入金に差出した。

一二、西大友村（足柄上郡曾我村分）仕法懇願報徳加入金十三兩差出す。

一三、下新田村（足柄下郡下府中村分）同じく家株分限帳及報徳加入金六兩餘差出す。

一四、矢作村（同村）名主星崎宇右衛門報徳金四十兩と、加入金二十兩を即金で納入する。

一五、兩牛島村（足柄上郡酒田村分）天保九年から報徳の教を聞き組頭半助は貸付金残らず善種金に加入、一村一

致基本調査書を作り、天保十二年正月から繩一房宛の稼出をして二月迄に千四百房を差出した。

一六、宮の臺村（同郡酒田村分）一同出精の義は言ふ迄もなく一統分限を守り、衣類道具類を賣り加入金とし御仕法を歓願した。同村の人氣は又格別で、増産に特別勉勵し、麥作手入其他惣反別の耕作に努力し、女子兒童に至る迄出勤し、身分想應の者より辨當を給し、中難以下のもの爲に一人に付麥二升白米一升宛を給與し、合計麥五俵一斗六升白米四斗九升金三分一朱錢二百文に達した。そして一年間に難澁者五人の爲に本屋を屋根替したが葺草は村民一同で刈取、竹木は淨蓮院より給與、葺草は源治外有志で醸出し、又失火で二軒焼失之も復興に村民一同協力し、淨蓮院は所有地二反租稅は同院持にて因窮人取立に推讓作り取させる事にしたので、村民一同で之を開墾した。すると源治は同様租稅持にて出精奇特人の人札の上所有地五反を提供、五番札までの者に一反宛作り取させた。又薪の月掛といふ發明をして、馬持は二百四十八文歩行者は百二十四文、後家は七十二文山稼をせぬ者は辨當代料を出す事とし、薪を作り之を公入札せしめ、積立て日當の殘額は佛戾さしめ、村内の極難者二十一人には源治より白米一升宛給與し、白米不要の者は預つて置いて年末に交付する事とした。天保十一年中には村債二十一兩を支佛ひ、一戸七百文程の割戻しをしたので一同大いに喜んだ。又清六といふ者所有地のまさ（耕土下の床土）拔をするため二、三人雇ふて取掛つたが、村民多數が手傳つて早速出來上つたから、お禮に一人二百文宛錢十一貫三百文差出した所皆辭退し、極難者ばかり一貫七百四十八文請取つた。同じ様に源治方でもまさ抜をしようとしたが村民に迷惑かけてはと内々でやつた所之も亦暫時で出來上つて了つた。

一七、金井嶋村（同村分）

舉村一致天保十一年村民推讓の米有志推讓の金にて賞與を行ひ、戸主には鍬鎌、青年には紺天、腹掛、襦袢、手拭を入れて行つた。又屋根替、灰小屋修覆新築、或は新戸建築を行ひ、組頭金右衛門宇兵衛

等がよく世話をした。そして春麥の手入は村總出で六日間に終了、晝食は名主八郎右衛門、組頭金右衛門、百姓代宇兵衛、百姓平兵衛から炊出しを行つた。又水路の凌濛から山稼の月掛を毎月一日宛馬持二百四十八文、歩行百文とし、日懸は毎日繩一房宛を實行した。

一八、下吉田島村（足柄上郡現在同名）組頭六郎右衛門は天保十年野州表までも出頭し報徳仕法の實行に努力村民の風習も一變した。同村曾比境の惡路があつたが三月三日の休日に部屋住の青年が道普請をした。村役人之を奇特として一分二朱を酒代に贈ると、名主が一分、長藏が二朱贈つた。青年は厚く辞退したが強いて贈與したら二朱を辨當代にて一分二朱を加入金に差加へた。そして若者附合の惡風を一洗した。

貰ひ二分二朱は加入金に差加へた。そして若者附合の惡風を一洗した。

一九、上吉田島村（同村分）人氣緊張壤凌へ勤儉難澁人の借財償還薪の月掛等行はる。

二〇、千津島村（同郡福澤村分）この村も月掛を始め組頭久藏は村内に仕法の行はれんことを望み、難澁人の爲に灰小屋、木小屋十四軒を取締つた。手間は村民の助成、竹木代は自分で支出した。又久藏は農具の調達にも奔走した。

村方では出精人に錙を賞與して獎勵した。

二一、今井村（小田原市今井）名主は井細田で兼ねてゐたが組頭長左衛門其他役人世話人一村立直しを望願し、日掛月掛をした。元々難村で餘分の品もないの長左衛門が些少ながら衣類を賣佛ひ村内仕法加入金に差出し、壤凌ひに百姓代甚右衛門は二日分の辨當を差出した。

二二、狩野村（足柄上郡南足柄町分）組頭宅左衛門始め村民十一人日掛月掛を行ひ沓草鞋及不用品の賣拂ひ等、中沼村田造に依頼して仕法取計方を懇望した。

二三、猿山村（同町分） 百姓代徳次郎始め十七人元來難澁人であつたが申合せて中沼村田造より助成を受け質入の山林畠約二十歩を開發し、右場所より芋二百二十俵を收穫したので少額ながら不用品を賣拂ひ之に加へて仕法金に差出した。

二四、中ノ名村（同郡酒田村分） 元來難村で飢餓に遇ひ、村民中一度は廻國巡禮にでも出ようかとの様子も見えたが、組頭六兵衛以下役人は種々方法を講じ一村分限取調をしたが如何とも致難く仕法を懇願したので、第一に朔日十五日に五百文宛月一貫文積立をなしたが皆實行した。鍛治屋長吉は馬持へ鎌貳枚其他へ一枚宛調製して推讓した。

二五、圓通寺村（同村分） 中ノ名村同様努力した。

二六、小市村（同村分） 名主甚左衛門、百姓傳八兩人加入金三兩を差出す。

以上で報告は終つてゐるが其他でも下大井、山王、一色、飯泉、桑原、成田等も相當行はれてゐる。更に

二七、中沼村（足柄上郡南足柄町） 田造といふのは深く先生に私淑し先生も又特別に待遇され、今も御仕法の教訓書や年賀の書などが傳はつてゐる。此の田造の近所に美事な湧水がある。田造は墜道を作つて引水し水車を作り村民の便に供した。村民は之を御仕法車といふた。之が今は富士フィルム會社の水源地になつてゐるといふ事だ。又先生母の生家の川久保市太郎、民次郎の兄弟も指導を受け林蔵といふ名も見えてゐる。其他は成田村に小源太といふ者があつたが、報徳になつた人である時經業師を見て感じ、彼等は棒の上で皿を廻して見せるが、藝が終れば呑氣に遊ぶが財産持は腹の上に田、畠、山林、父母、祖先、妻子も皆乗せて世渡りをする樂でないと云ふた。それを誰か腹の上に棒を立てて載せた繪を書いたが筆者が詳でない。

(十) 中 郡 地 方

中郡地方で先づ第一に舉ぐべきは金目村片岡の大澤一家及片岡の仕法であるが、之は別記した通りである。次は大磯町川崎屋の事件である。之は有名な事であるが、然し川崎屋が悲劇の中から報徳で立上つた事は世人案外注意しないのである。人間性の善惡一如、只場面場面で善になり惡になる。惡の反面には必ず善が待つてゐる。

川崎屋事件 川崎屋は米商で大磯の富豪であつた。當時の主人孫右衛門は才氣もあり剛腹でもあつて、一角の人物として手廣く營業を営んでゐた。それ故他人の意見など聞くより我流で一貫したのかも知れなかつた。事件の始まりは天保七年の大飢饉に於ける米價の暴騰はつきとうであつた。此の年は全國的に米價が上り、所により一貫文に一升八合となつた。一兩は當時六貫九百文替の記録があるので、之によると一貫文は換算十四錢五厘位の計算で一兩に一斗二升四合、大体一石一兩の公定相場から見て約八倍の上り方である。而し大磯の記録によると秋に米が實らない豫想で七月下旬で一兩に米四斗三升であつたから二倍と少しの程度で、大麥は九斗、小麦は七斗八升に騰貴した。しかし之でも漁民などは特に困窮した爲に一同相談の上米商と接衝して値下げを懇談した。けれども感情は阻隔して了つたので兩者の反目が現れた。而も米屋中で川崎屋が大きいだけに反感の中心にされた。當時川崎屋に對して融通が聞かぬといふので仙台通賣の仇名があつたさうだ。其後細民側は度々相談した上代表者の交渉が續けられた結果として、米商側は町民には一兩に付一斗安で賣るといふ迄譲歩したので、川崎屋方面に來た代表者は安心して引上げた。この時孫右衛門は江戸に居たが強情であつても時勢を考へ、安賣するか施米するかの氣持はあつた。それにしても米の買入をせねばならぬので實行は遲

れてゐた。この善事を行ふに勇なき所にも一つの事件の原因が潜んでゐた。川崎屋への交渉組が稍満足で引上げの途中他の一組の方で事を誤り遂に打毀しの暴舉をなし、騎虎の勢は米商七軒に及び夜半まで騒動は續いた。

大磯は葦山代官の支配地故葦山から檢視が來た。暴舉の再發を心配して騒動指揮の主謀者二十名と、米商全部を拘束し葦山に引き立てた。之に續いて天譴が下つて同町は九月五日暴風に失火し大磯町は大略焼失した上川崎屋では孫右衛門の妻が悲嘆の餘り病死して了つた。孫右衛門は牢中之を聞き憤激して官を罵り人を呪ひ狂する如くであつた。官は米商は元々犯した罪はないのは判つてゐたが、只事件の再發を憂ひ拘束したのであるが、孫右衛門の態度を見て危險視して容易に釋放しなかつた。

伊勢原の加藤宗兵衛の妻は川崎屋の妹である。宗兵衛は既に報徳の教を聞いてゐたが、その妻は兄を助けるとしてその數に従つて衣類や髪飾りを賣り夫の宗兵衛も之に協力して賣却金百參兩餘りとなり、宗兵衛の兄芳助が之を持つて葦山に行き孫右衛門に會ひ、宗兵衛夫婦の至誠と報徳の至教とを說いた。孫右衛門も始めて此の世に神佛のあるを知り、町民のみを恨んだのを慚愧し、見えず袖を濡らした。之によつて釋放されたのは天保九年五月で満一年九ヶ月の長きであつた。

一旦人心地のついた孫右衛門も、慘禍の跡や亡妻の事を思ひ出すと矢も楯もたまらず復讐の心に燃えた。再起について親族會議を開いた。孫右衛門の妻は浦賀湊の宮原屋前田與右衛門の娘でその一族と、加藤宗兵衛とで五六百兩を調達しやうと浦賀側で提議し略之に決した。宗兵衛は黙つて聞いてゐたがその時始めて「重大事だから二宮先生の教を受け無利息金を借りたら」と述べた。孫右衛門は之を聞くと冷笑し「今時そんな奴は何か外に利益を得ようとする山師の類であらう」と嘲つた。而し宗兵衛には確信があつたので熱心に勧めたので先生に面會する事になつた。

丁度其頃先生は竹松に居られたので訪ねて行くと入浴中で「そんな奴に用はない」といはれたが、風呂場から行衛不明になつてしまはれた。大騒して探すと翌日鴨宮の早野小八方に居られるのが判つた。幸内が一同をつれて行き、宗兵衛が是非にと請ふので會はれた。その教訓には一・孫右衛門の肺腑を突くものがあつた。半信半疑であつた一同は平伏せざるを得なかつた。教訓は孫右衛門の不徳であるから善根を植ゑるために大磯町救濟に残つた財産を提供して了つて、町民と共に榮えろといふ事であつて、私慾のため復讐心のため再起を嚴に戒められた。しかし歸宅して見ると實行の勇がなく、浦賀の方もよく考へた上でといつて歸宅の途についた。處が妙な縁がそこに待つてゐた。浦賀歸りの二人が鎌倉迄行くと日が暮れ大雨となつて困り、日頃歸依する圓覺寺に行き一宿を乞ふた。淡海和尚は夜中の訪問に來意を訪ねた。二人が事件の話をすると一喝して「左様な至教は世にも珍らしい。それを行はずして歸るとは不埒である。直ちに大磯に引返して其通り行へ。我多年の親好を以て止宿をことはる。これ汝等を道に到らしめん爲である」と教へた。遂巡した孫右衛門も遂に一大決心で實行した。而して二回まで町のため五百兩宛を加入した。町民も夢から醒めた。やうに孫右衛門を慈父と仰いだ。葦山代官が後大磯通の際白銀貳枚を以て賞したり、二宮先生が代官所の新金銀引換業多田彌次右衛門や三島の朝日與右衛門等の救濟を行ふ時には孫右衛門も隨行し、代官から孫右衛門に直答を差許される榮譽を受けた。二宮先生は孫右衛門が町に町内仕法の加入をした金額は自分の手元から廻され、不淨の財を轉じて淨財として商賣をさせられた。

後に孫右衛門は報徳金を日光仕法の加入金に入れて返済した。

其他の仕法 川崎屋の親族に利右衛門があり元農家であつたが後商人となり、報徳の教によつて大磯山王町に仕法を講じ効果を擧げた。又茶屋町に油屋藤兵衛なる者があり、水野越前守の改革で飯盛女の宿外へ出るのを禁ぜられ不穩

にならうとした時、先生の指導を受け、先生から「祖父三宅善兵衛の篤志を次いで宿内の爲になるのは今日だぞ」と教へられ、直ちに母の養老資金から五百兩を差出し、米騒動の前輶てつを踏まないやうに處置する事が出来た。此の金は無利七ヶ年賦として扱はれた。油屋の子孫は今も榮えてゐる。

加藤宗兵衛の仕法 宗兵衛一家の仕法はその内容の復雑さに於て亦一つの範例とも云へる。宗兵衛は男の兄弟が四人あつた。長兄の眞次郎が死去した時次兄の芳助は他家を繼いでゐたので三男が後嗣となつた。之が宗兵衛である。大磯の川崎屋から妻を迎へた。四男は爲藏といふ頗る家業に精通し父も之を愛した。それで宗兵衛は廿九才で隠居して爲藏に譲らうと考へたが、父は許さなかつた。そこで爲藏を分家させすべく心學の師匠古賀兵藏に相談すると、兵藏は之に賛成し、且つ感心した。其の折心學の同志駿河の竜新田の小林平兵衛が訪ねて來たので話して見ると暫らく考へてゐたが、自分には判らぬから大發明の教へを持たれる二宮先生に示教を受けるがよいと同道して櫻町に至り、天保九年四月十日に面會が出來、「舍弟は自力で立つべきもので舍弟に相續させれば一家紛議の元である。依つて先づ自家の分度を立て七分の暮しをして三分は村方困窮を救ふ資とし仕法を行へば餘財を生ずる」との教を得た。之を歸つて話すと皆感心し、次は父萬助と芳助、爲藏の兄弟共々先生を訪問した。そして家憲を定めた上、一旦計畫した爲藏分家の新築を中止し、村方に烟二反六畝の無償耕作を行はせたりした。爲藏には資金二十兩を先生から出されたともいふ。

然るに芳助は生家相續の出來ぬ不満があつたのでいろいろ正道を踏み外し大負債を生じ二宮先生に隨身もしたが後一時失踪迄した。宗兵衛はよく出來た人物で芳助に生家相續をさせてもよい考へがあり、先生が其の案を立てられた。それは芳助を宗兵衛の子の後見人にして本家に入れ、爲藏は芳助の家に移り、宗兵衛は別に田地の一部を持つて茶商を營む事になつた。之で一旦落着を見た。然るに芳助はまだ心が定まらなかつたか後村民と衝突する事件などがあつて箱根

の方に移り村を放れたが、宗兵衛の誠意ある處置で案外な好成績を以て生活した。之が大要である。今日も宗兵衛の家は立派に續いてゐる。

金目村其他 金目村は名主兵左衛門の仕法をされたが、兵左衛門は最初の案の時秘かに残された借金があつたりして、第一案五百三十餘兩の借金に年貢を差引くと收入五十餘兩一割以上の利子では利金にも足らぬ。その案が案そのものは立派だが後から崩れて了つて、其後更に三回立直され、それには金言などが連ねてあり個人仕法の範例である。其他同村勘左衛門、小左衛門、眞田村の上野七兵衛、陶山半治郎等も指導を受けたが、一村仕法までには行かなかつた。

惜しい報徳人 明治の後半中郡岡崎村に井上福松といふ郡農會の技師があつた。農村指導に報徳を用ひ、自らも實踐窮行し、幾十の報徳社を縣下に組織させた功勞者であつたが、偶大正十二年の關東大震災に蹉跎さてつされたのは惜しい。而し指導した報徳社は今も澤山残つてゐる。

(十一) 浦賀地方

浦賀地方は宮原屋を中心にして仕法が行はれたやうである。宮原屋の娘は大磯川崎屋の嫁故その關係で報徳を信するやうになつた。天下の大富豪が一家の永安法に仕法を行つたのは注意されてよい事である。

宮原屋の主人は前田與右衛門といひ、その一族の清兵衛は瀛州と稱し報徳に相當活動したといふ。宮原屋の本家は生駒といひ、親族には橋本與三右衛門又は石井八郎右衛門など書面に見えてゐる。先生と宮原屋との初對面は鴨宮の早野

小八方であるが、先生から天保十二年十一月五日差出された手紙を見ると櫻町にも訪ねた事が判る。浦賀は當時全國有數の商港であつたので天下の珍品も集まり、自然と生活が驕奢となるから之を注意することは必要である。そこで先生からの書面を見ると、驕奢者は子孫困窮の基、怠惰は忽ち貧乏の本故、よく分度に従つて窮民潤助の務めをなし、父母祖先の恩澤を報する様心がけよと教へられ、又小田原に見えた時に息子啓三郎なる放埒者の仕末の相談をかけられそれも示教したが、幸ひ改心したのは結構である。そこで啓三郎に捨扶持と思つてやつた五十兩に、趣法金五十兩を加へ年々て救民の資に加入すると五ヶ年賦無利子で貸付けても、其の六十年間の貸付延數は二十六萬五千八百八十九兩になり、相助かるもの數知れず結構之より大なるはない。而して宮原屋は萬代の大幸と申納めるといふのである。之は長文の手紙の荒筋の又筋位のものである。そして追書に有名な大學料理といふのがある。之も相當長いもので、宮原屋一族は皆相當學問もあるので、先生から大學（先生の少年時代愛讀されたもの）の章句を分り安い道歌にして示されたものだ。大魚は骨も太く筋もこはくある。それ故世の中の人消化し難く、折角のものが棚脇になつてゐる。自分が骨を抜き筋を除き喰べよいやうに料理してやるから澤山喰べて滋養にして呉れ。即ち在レ明ニスルニ明徳ヲといふ第一句を「豊あしの深野が原を田となして食を求めてくらふたのしさ」といふ類である。以下十二句十二首を書かれ、更に魚を送られお禮に木綿の反物を届けられた上、之に馴れては野州の偏僻な處では困るから以下送らぬやう、華美的皆様には木綿は珍らしからうから必要ならいくらでもお届けすると實物教訓をされたのである。維新から時勢變遷が甚だしく浦賀も大部變つても宮原屋は猶相當續いてゐたが、關東大震災で打撃を受けた模様である。

(十二) 小田原地内

小田原藩と報徳 報徳は小田原藩主大久保忠眞公あつての報徳であり一宮尊徳先生である。けれども當時藩内の空氣は何程かしつくりしないものがあつたのであらう。先生の至誠一貫直情徑行は三百年太平の夢から醒めされぬ一部の藩士には煙つたい事もあつたらう。忠眞公在世中は最上の良縁、公の死後しばらくは遺言が守られたが、やがて絶縁状が出され晩年漸く藩内に出入を許されたのであつた。此の藩の扱ひに對し先生としては虚心坦懐何等變る所がなかつたのは言ふまでもない。

さて先生が藩に出入された最初は生活の爲で、薪を賣り又は肥料の汲取等であつた。然し先生の行動はその頃から衆人より一頭地を拔き或は奇行奇言と見られた。そしてその奇行奇言は奇行奇言に非ずしてすべて背槻に當るものがあつて、藩士の間に評判になつた。そして一方先生の向上心は武士に近づくを便宜させられた事であらう。茲に於て先生は傳手を求めて武家奉公に入れ服部家より先に横島惣兵衛方にも奉公をされた。有名になつたのは勿論服部家に行かれてからである。

服部家の仕法 先生が服部家に若黨となられたのは二十六才の時、當主は十郎兵衛といひ二十九才まで續いた。その間子供の勉學のお供して自分も勉強されたといふが、追々才腕が認められて、服部家が借財に因込んだので、之が家政の取直しを依頼された。公式の依頼は三十一才の時になつた。それより一年前に既に「御家政取直趣法帳」といふものが先生の手で作られてゐるので、方法だけでは實行出来ないから、直接指導をといふ事になつたのであらう。服

部は録高は千二百石といふ家老だが、實收は藩内一樣に切下げてあつた爲それより少く一時は借金が千兩にも嵩んだ。先生は正式に依頼を受けると「お賄方趣法割合帳」なる分度帳を作つて指導されたが、十郎兵衛も後嗣の清兵衛も經濟的無能力者で消費無限者であつた。それが爲に前後三回の仕法を行はれ三十年の長きに亘つた。そして廿五年目には先生から清兵衛宛に「十八才から讀書の指導をなし二十一才から仕法を行つて來たのに一向身上が立たないのは殘念である」といふ意見をされた書簡が残つてゐる。でも清兵衛五十五才の時先生に送つた手紙では「先づ當用の處は大小きれいに相成致ニ大悅候」といふ事になつてゐるから、一應家政も整つたのであらう。こんなに長くかゝつたのは本人に自覺心の薄いのと生活技術の低能のためである。

藩士五常講 五常講の最初に行はれたのは先生がまだ部服家の若黨時代文化十一年二十八歳の時で「楨儉約からくり」「夜遊法度からくり」等と題し報徳飯の炊方や夜なべをしての節約や増産方法を教へ、その金を預つて相互救濟の資とした。之には先生自身田植の日當等を加入してゐられる。勿論融通は無利息月賦であつた。後文政三年に藩士の爲に之を組織し、藩から一千兩を貸下げる貰ひ、服部其他士分の者の爲七百兩を用ひ、残三百兩を之に充てられた。そして資金融通には必ず約束を守らねばならぬ。約束を守るには仁義禮智信の教に従つて身を治めねば家が齋はず主君に忠を盡すことも出来ぬといふので、五常講の名がついた。貸付は期間を短かく連帶責任制とし、返済分は次に貸付けて行く。運轉回数を多くするのが有効率を高くする所以である。當時小臣者は皆家庭内職をしたが、資金を借りるため利益は多く資本主に取られた。それを五常講によつて資金を得られるので非常に利得が多くなつたので喜ばれた。

關係深い藩士 服部家は先生が仕法を行はれたのであるが、其他藩士として先生と關係深く人々を數名擧げると次の通りである。

三弊又左衛門 は先生を藩主に推舉した一人だといはれる。奉行職であつたが後擢んで江戸詰家老となる。中々才物であり一時權勢強く音物の折箱で風呂の焚物が間に合つたといふ。二宮先生之を戒められたが、其の氣分は悪くなかつたと見えて直らなかつた。それが爲かざうか分らぬが後失脚して了つた。小田原へ歸る時又先生が教戒されたが改めず遂に不遇の中に晩年を送る。先生は三弊が死ぬ迄日一合の酒と米鹽を贈られた。

鶴澤作左衛門 代官よく先生を理解して報徳推進を行つた。先生の嗣子彌太郎の元服親である。

早川茂右衛門

この人も奉行で報徳の熱心家、茂右衛門の報徳に關する書は今も各地に保存されてゐる。

男澤茂太夫 男澤を知る人は少いやうであるが相當先生とは親しかつたと見え、晩年のある日茂太夫方の縁に出で片手に切出し、片手に論語（大學といふ人もあるが理論的に見て論語説を取る）を持ち天を仰いで書物を見て長い時を過されたが、聽て「分つた」といふて座に戻られた。之は書中に合点の行かぬ所があるので、若し間違ひであれば後人の爲に之を切り取つて置かうと熟慮されたのであつた。これは内容が判明してゐないのであるが、その時聖人の言ふ事は間違ひなしと太鼓判を捺されたといふ事が傳つてゐる。

其他横澤雄藏、栗原長次郎があり、分家の横山周平は最も熱心に先生の指導に協力した。

豊田正作 この人は反対の代表者ともいへるのであつた。櫻町の故障は直接豊田の行ひし所多かつた。この人が後には先生の事業に喜んで從ひ、到る所に先生のお供をしてゐる。改心後は先生に愛されたものと見える。

小田原報徳社 報徳社の組織されたのは小田原が最初で天保十四年四月のこと、以後今も繼續し、目立つ大事業はないが常會を開き推譲金の積立、無利息金の貸付、自治体への援護等を行つてゐる。この社は小島屋忠五郎、竹本屋幸

右衛門、百足屋孫七等が中心になつたもので、後年福山瀧助の功勞少からぬのは既述した。竹本屋幸右衛門といふのは甲州成田（山梨縣東八代郡英村）出身であるが、若い自分郷里を出奔し馬喰などもしたが、後には相當の生活をした上報徳をやるやうになり、その盡力で報徳社が成田に出来た。その間に小田原藩士吉田半十郎や福山瀧助の指導があつた。この社も盛衰はあつたが今日に繼續してゐる。

報徳商店 小由原には報徳式經營の商店が相當あり現在の當主で報徳行者が少くないが先生時代に直接指導を受けた商店にて現存してゐるのは稀のやうである。それも時勢の變遷が手傳つてゐるのは當然である。

先生當時に於ける片野屋治右衛門や翁屋重兵衛等は今も傳はつてゐるが、又福山瀧助の生家里見菓子店も現存してゐる。其後報徳經營で有名なのは添田吳服店があつた創業百年記念に冗費を用ひず足柄上下、小田原の市郡の全戸に報徳略解を印刷して感謝の爲に配付した。その他江島屋、平井集榮堂なども屈指のものである。添田吳服店は今大東亞戰に協力のため進んで轉業する事になつたのは惜しい事である。

(十三) 小田原報徳二宮神社創建

明治初年以來尙先生直門の人々が残つて居られたので追々に神社創建の話はあつたであらうが、福山瀧助、岡田良一郎等が品川彌次郎子爵と相知り其の盡力も預つて力あつたが明治廿四年從四位御贈位の譽が下つたので、愈廿五年四月時の縣知事内海忠勝宛に申請した。此の申請書中に相駿甲遠參勢各國代表者三十六名が署名してゐる。計畫中には勿論

伊豆が入つてゐるが署名者中には見當らぬ。署名者中には神職として中郡西秦野村平澤御嶽神社及同郡東秦野村の須賀神社の社掌草山貞胤がある。其の他福住正兄、福山瀧助、添田理平治、小田原町長吉野直興や駿河片平信明、遠州岡田良一郎等が見える。同年九月十二日認可され二十七年四月十四日遷宮鎮座祭を行つた。次いで三十九年に縣社に列したのである。創建當時の寄附者名簿には百圓伊藤博文、大久保忠禮、品川彌次郎があり。五十圓には二宮尊親、平田東助、松方正義も見え以下佐野常民、足柄下郡長中山信明等から猶多數がある。大いに光榮であつた譯である。

439

194

昭和十八年九月一日印刷
昭和十八年九月三日發行

非賣品

横濱市港北區太尾町三九一

編輯者 中津川定次郎

横濱市中區櫻木町四丁目一七

印刷者 神戸二三

横濱市中區櫻木町四丁目一七

印刷所 文章堂印刷所

東神二七五

發行所 神奈川縣廳獎勵課內

神奈川縣尊德會

神奈川縣承認番號第二七號

終

